# 笠間市告示第117号

平成30年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月19日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成30年2月26日(月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成30年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜日	会議名	<ul><li>笠間市議会定例会会期日程</li><li>議事</li></ul>
2月26日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情(付託) 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決(議案の一部) 補正予算質疑・委員会付託 [一般質問通告締切(午前中)] 〔議案質疑通告締切(午後5時)〕
2月27日	火	休 会	議案調査
2月28日	水	本会議	常任委員会(補正予算審査) 会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決(補正予算) 〔議会運営委員会開催〕
3月 1日	木	休 会	常任委員会(総務産業・教育福祉)
3月 2日	金	休 会	常任委員会(建設土木)
3月 3日	土	休 会	
3月 4日	日	休 会	
3月 5日	月	休 会	予算特別委員会(第1日)
3月 6日	火	休 会	予算特別委員会(第2日)
3月 7日	水	休 会	予算特別委員会(第3日)
3月 8日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月 9日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切(午前中)〕
3月13日	火	休 会	議事整理
3月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

# 平成30年第1回 笠間市議会定例会会議録 第1号

平成30年2月26日 午前10時00分開会

		===	
出	席		貝
ш	ᄱ	竒我	ᆽ

議	長	22	番	海も	と澤		勝	君
副諱	& 長	14	番	石	松	俊	雄	君
		1	番	田	村	泰	之	君
		2	番	村	上	寿	之	君
		3	番	石	井		栄	君
		4	番	小木	公﨑		均	君
		5	番	菅	井		信	君
		6	番	畑	岡	洋	$\equiv$	君
		7	番	橋	本	良	_	君
		8	番	石	田	安	夫	君
		9	番	蛯	澤	幸	_	君
		10	番	野			員	君
		11	番	藤	枝		浩	君
		12	番	飯	田	正	憲	君
		13	番	西	Щ		猛	君
		15	番	萩	原	瑞	子	君
		16	番	横	倉	き	$\lambda$	君
		17	番	大	貫	千	尋	君
		18	番	大	関	久	義	君
		19	番	市	村	博	之	君
		20	番	小廈	蔥江	_	三	君
		21	番	石	﨑	勝	三	君

欠 席 議 員

なし

出 席 説 明 者

長 市 山 口 伸 樹 君 副 市 長 久須美 忍 君

育 長 今 泉 寬 君 教 市 長 公 室 長 塩 畑 正 志 君 総 務 部 長 中 村 公 彦 君 克 君 市 民 生 活 部 長 井 佳 石 福 祉 部 長 鷹 松 丈 人 君 保健衛生部長 打 越 勝 利 君 君 産 業経済部長 米 Ш 健 都 市建設部長 大 森 満 君 上下水道部長 鯉 渕 賢 治 君 市立病院事務局長 邦 友 水 彦 君 教 育 次 小田野 恭 君 長 子 防 消 長 水 越 均 君 笠 間 支 所 長 渡 部 明 君 岩 間 支 所 長 出 野 正 則 君

## 出席議会事務局職員

議会事務局 長 渡 辺 光 司 次 長 補 佐 堀 越 信 主 査 若 月 係 長 長 利 久 神

#### 議事日程第1号

平成30年2月26日(月曜日) 午 前 10 時 開 会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 請願陳情について

日程第4 施政方針について

日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(笠間市の特別職の職員で 常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例につ いて)

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

日程第7 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

日程第8	議案第2号	笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第9	議案第3号	笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第10	議案第4号	笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
日程第11	議案第5号	笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第6号	笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第7号	笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税
		の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第8号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第9号	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
		運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
		めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例について
日程第16	議案第11号	笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
		予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
		基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第12号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第13号	笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につい
		て
日程第19	議案第14号	笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第15号	笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第21	議案第16号	笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第17号	笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第18号	友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関
		する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第19号	笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正
		する条例について
日程第25	議案第20号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第21号	笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第22号	笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について
日程第28	議案第23号	笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条
		例を廃止する条例について

日程第29 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について

日程第30 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について

日程第31 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について

日程第32 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を

定める条例について

日程第33 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

日程第34 議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算 (第5号)

議案第30号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

議案第31号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

議案第32号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

議案第33号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第34号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第35号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算

(第1号)

議案第36号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算 (第3号)

議案第37号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算 (第3号)

議案第38号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

日程第35 議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算

議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算

議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算

議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算

日程第36 議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 請願陳情について

日程第4 施政方針について

日程第5	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(笠間市の特別職の職員
		で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例
		について)
日程第6	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
日程第7	議案第1号	笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
日程第8	議案第2号	笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい
		T
日程第9	議案第3号	笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
		ついて
日程第10	議案第4号	笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
日程第11	議案第5号	笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第6号	笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第7号	笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産
		税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第8号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第9号	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
		関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
		び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
		のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
		を改正する条例について
日程第16	議案第11号	笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
		護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第12号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第13号	笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第19	議案第14号	笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第15号	笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
		例について
日程第21	議案第16号	笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第17号	笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第18号	友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に
		関する条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について 日程第25 日程第26 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について 日程第27 議案第22号 日程第28 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める 条例を廃止する条例について 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について 日程第29 日程第30 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について 日程第31 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 日程第32 を定める条例について 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について 日程第33 日程第34 議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算(第5号) 議案第30号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 議案第31号 議案第32号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号) 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議案第33号 議案第34号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 議案第35号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号) 議案第36号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号) 議案第37号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号) 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号) 議案第38号 平成30年度笠間市一般会計予算 日程第35 議案第39号 議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算 議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算 議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算 議案第43号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算 議案第44号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算 議案第45号 議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算 議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算 議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算

日程第36 議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

## 午前10時01分開会

#### 開会の宣告

○議長(海老澤 勝君) 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

#### 議事日程の報告

○議長(海老澤 勝君) 日程について、ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

#### 会議録署名議員の指名について

○議長(海老澤 勝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番藤枝 浩君、12番飯田正憲君を 指名いたします。

#### 会期の決定について

○議長(海老澤 勝君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月19日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。ここで議会運営委員会委員長からご報告願います。

委員長飯田正憲君。

## 〔議会運営委員長 飯田正憲君登壇〕

○議会運営委員長(飯田正憲君) 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月19日に平成30年第1回笠間市議会定例会の会期日程等についての協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、2月26日から3

月14日までの17日間といたします。

初日の2月26日は、会期の決定、請願陳情、付託議案などの説明を受けた後に、議案などの一部につきまして質疑、討論、採決を行います。

また、平成29年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会の付託となります。

なお、一般質問通告の締め切りは本日の午前中で、議案質疑の通告締め切りは、本日の 5時までとさせていただきます。

27日は、議案調査のため休会といたします。

28日は、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審議を行います。 午後2時から本会議を開会いたします。各常任委員長から審査の経過と結果の報告を受け、 質疑、討論、採決を行います。

また、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託した後、平成30年度当初予算 の審査のため、予算特別委員会を設置しまして予算特別委員会に付託いたします。

3月1日、2日は、付託されました議案の審査のため、常任委員会を開会いたします。 5日、6日及び7日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

一般質問は、8日、9日及び12日の3日間で行います。

なお、討論通告の締め切りは、12日の午前中とさせていただきます。

最終日の14日は、常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

以上で報告いたします。

○議長(海老澤 勝君) お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月14日までの17日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月14日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたよう に、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

#### 請願陳情について

○議長(海老澤 勝君) 日程第3、請願陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元 に配付いたしております。

これら請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、

所管の常任委員会に付託いたします。

# 施政方針について

○議長(海老澤 勝君) 日程第4、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 平成30年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営の基本的な考え方と主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

今国会における安倍総理大臣の施政方針演説の中で、現在の日本における少子高齢化の 状況を国難と呼ぶべき危機と表現をしております。

日本の人口は、2015年の国勢調査において初めて人口減少による推移となり、昨年8月1日現在においては1億2,675万5,000人で、前年比22万1,000人減少している状況であります。また、将来の人口推計によると、日本の総人口は、11年後の2029年に1億2,000万人を下回り、その後も減少を続け、35年後の2053年には1億人を切るとされております。

これは高度経済成長期に当たる昭和40年代初めのころと同じであり、我が国にとっての大きな転換期に差しかかっていると言えます。

当市においても、本年1月1日現在の人口は7万5,564人となっており、前年比で477人減少している状況にあります。その内訳を見ると、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況であり、出生者数について、平成28年は前年より29人増加したものの、平成29年においては51人の減少に転じています。一方、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況でありますが、昨年、一昨年と比較すると、その減少数は3分の1程度大きく縮小しています。また、昨年10月1日現在で、15歳未満の子どもの割合は11.9%と、2015年の国勢調査から0.2ポイント減少し、逆に65歳以上の割合は30.2%と、1.8ポイント上昇している状況にあります。

先般、新成人のアンケート調査を実施したところ、44.3%の方から回答をいただきました。その結果によると、まず約4割の人が県外の学校や会社に通っており、そのうち約8割の人が県外に住んでいる状況にありました。また、「笠間が好きですか」との質問に「好き」と答えた人が半数を超えているのに対し、「笠間に住み続けたい、今後戻りたい」と答えた人は3割に満たない状況であります。

少子高齢化社会にあっても持続可能なまちづくりのためには、このような若い人たちが 地域に戻って活躍できる場を創出し、そして、安心して子どもを産み、育てられる環境を 整備することが必要であります。 子どもから若者、高齢者まで全ての人が希望を持ち、幸せに暮らし続けるまちを目指し、 地域の持てる力を結集しながら、笠間市創生に向けたさらなる取り組みを進めてまいりま す。

次に、平成30年度の重要事務事業についてご説明申し上げます。

人口減少、少子高齢化といった構造的な課題に対応するため、これまでも部課横断によりさまざまな施策を進めてまいりましたが、市民の日常生活の利便性の維持と向上、担い手となる人材の確保といった課題に対応していくために、さらなる挑戦が必要となります。

事業検討に当たっては、「仕組みの改革による成長する笠間づくり」を重点課題として設定し、地域を担う人材の育成及び確保、地域の魅力と成長につながる産業の支援、生活と経済の双方に好影響を与える場の創出という「ひと・まち・もの」三つの視点に立って、事業のビルド・アンド・スクラップを行いました。これにより、平成30年度は、笠間市第2次総合計画の七つの柱に即した90事業を重要事務事業として選定し、本市の将来像である「文化交流都市」の実現を目指してまいります。

次に、平成30年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてですが、雇用状況の改善やアベノミクス効果による過去最高の景気 水準となる中、引き続き市民税や固定資産税の増により、市税全体においては増収となる 見込みであります。

地方交付税については、合併算定替えの縮減率が3割から5割になることから増額は期 待できない状況にありますが、地方財政計画における地方交付税総額は若干の減にとどま っていることから、これまでの実績を踏まえ、前年同額で見込んでおります。

歳出につきましては、障害者自立支援給付など社会保障関係費や公債費の増加を見込んでおります。また、公共施設の維持更新等に今後多額の経費が必要となることから、財政状況は依然として厳しいものとなっております。

予算編成の基本的な考え方として、限られた重要な財源を有効に活用するため、必要性が高い事業に重点を置いた予算とすることを掲げ、全部署において事務事業の抜本的な見直しを図りながら重点的な課題に対して新たな取り組みを積極的に進めることとしました。

この結果、平成30年度の一般会計予算は、総額295億5,000万で、前年度と比較しますと14億円、率にして4.5%の減となりました。主な要因としては、大規模な施設整備が一段落したことが挙げられますが、細かな部分では17事業の廃止、35事業の見直しなどを図ってきたことなども考えられます。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計を初めとする5会計で、予算総額は162億1,200万円であります。また、企業会計予算については、企業会計に移行した公共下水道事業会計を初めとする4会計で、予算総額は68億5,197万6,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の平成30年度の予算総額は526億1,397万6,000円で、前年度と比較しますと34億6,069万円、率にして6.2%の

減となります。

続きまして、平成30年度の主要施策の概要について、笠間市第2次総合計画に掲げる「七つの政策の柱」に沿って述べさせていただきます。

初めに、都市基盤の整備についてですが、将来にわたり持続可能な都市の実現に向けた本市の土地利用構想においては、「集める」「つなぐ」「魅力を高める」の三つを土地利用方針として掲げております。医療、福祉、商業等の機能がまとまって立地することにより、高齢者を初め地域の人たちが公共交通を利用してアクセスでき、日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在する都市構造、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指す「立地適正化計画」及び地域の景観保全と景観まちづくりを推進する「景観計画」を新たに策定し、都市機能の集約と連携、良好な景観による魅力ある都市づくりに取り組んでまいります。

公共交通につきましては、日常生活における移動手段の確保が課題となる中において、「デマンドタクシーかさま」における乗り継ぎの解消など、利便性を高めていくとともに、 持続できる地方公共交通のあり方について検討、協議を進めてまいります。

震災に強いまちづくりを維持するため「笠間市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準による戸建て木造住宅の耐震改修費用の補助制度を新たに創設するなどにより、住宅等の耐震化を促進してまいります。

旧畜産試験場跡地につきましては、引き続き企業や商業機能、住宅等の誘致を進めていくとともに、北西側の約3.1~クタールの土地について、市民の憩いの場となる多目的広場として早期の供用開始に向けた取り組みを進めてまいります。

空家対策ですが、他の自治体に先んじて「笠間市空家等対策計画」を策定し、これまでも適正管理のための行政指導と利活用促進のための空家バンク制度を推進してまいりました。その結果、管理不全な空き家等については、これまで262件の情報提供をいただき、うち160件、率にして61.1%が解消されております。また、空家バンクについては、現在までに74件の登録をいただき、うち53件が成約に至っているところであります。新たな取り組みとしては、空家バンク登録物件の市場流通を促進するための事業の展開、「空地バンク制度」の創設、「空家解体撤去補助金」の拡充などを図り、より実効性のある施策としてまいります。

笠間稲荷神社周辺整備事業についてですが、笠間稲荷門前通りの新たな顔として「かさま歴史交流館 井筒屋」が4月1日にオープンをいたします。2階の歴史展示コーナーでは、笠間の先人や笠間城に関する展示を行うとともに、明治150年を記念し、明治期の笠間の産業や暮らし等に関する企画展を行う予定であります。また、笠間稲荷門前通りについては、地域の方々により、門前通りのシンボルカラーである笠間朱色を活用した景観整備などが積極的に進められており、このような地域の取り組みと市としての市街地活性化事業補助金などの取り組みの結果、最近では空き店舗や空き地を利用して7店舗が開店する

など、にぎわいを取り戻している状況にあります。

地域をつなぐ道路整備についてですが、まず、広域的な幹線道路である国道355号笠間バイパスについては、茨城県と連携しながら2019年の茨城国体前の開通を目指し整備を促進してまいります。また、県道平友部停車場線については、JR常磐線の跨線橋からこころの医療センターまでを県事業として整備しており、1月末時点の用地取得率は66%となっております。残る未改良部分の用地取得を積極的に進め、早期完成に向けた事業の推進を図ってまいります。

生活を支える幹線道路ですが「来栖本戸線」「南友部平町線」「市道(友) 1級11号線」「市道(友) 2級5号線」などについて、国の交付金を活用しながら整備をしてまいります。また、市民の生活道路や狭あい道路の整備については、各行政区からの要望により優先度の高い路線から順次整備を進めてまいります。

道路の維持管理については、美化、清掃活動に取り組むとともに、修繕が必要な箇所について早急な補修を行ってまいります。また、建物が連なり拡幅困難な道路の舗装化については、市街地の用途区域にある道路の舗装化を実施してまいりました。これまで笠間、岩間地区の2路線において舗装化を実現したところであり、来年度も継続をしてまいります。

水道事業についてですが、石綿管の更新及び鉛製給水管の解消状況については、今年度 末で石綿管の更新は約82%、鉛製給水管の解消は約81%が完了する見込みであり、早期完 了を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、本年4月1日からの地方公営企業法を適用してまいります。これにより企業の独立採算性が重視され、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上などが図られます。また、将来的には、上下水道の業務統合によるコスト削減なども目指すところであります。下水処理施設に関しては、供用開始後24年を経過した下市毛ポンプ場沈砂池修繕工事、「下市毛ポンプ場」から「浄化センターともべ」へ汚水を送る笠間友部幹線の敷設がえ及び管路更生工事を行い、処理能力の向上と災害に強い下水道の構築に努めてまいります。

農業集落排水事業についてですが、市内全体の接続率は、平成29年度当初で77.6%となっており、供用開始区域の接続促進を図ってまいります。また、友部北部II期地区の管路整備については、2020年度の完成を目指し事業を進めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、公共下水道や農業集落排水の認可区域外の申請者全員 に対して、引き続き合併浄化槽設置補助を実施してまいります。

次に、生活環境の整備についてですが、災害に強いまち、市民が安心安全に暮らせるま ち、豊かな自然と住環境が調和した美しいまちづくりに取り組んでまいります。

近年頻発する異常気象による自然災害から市民の生命、財産を守るため、地域における 災害への備えを強化してまいります。まず、涸沼川が氾濫した場合の新たな浸水想定区域 や土砂災害の発生が予想される地域を記した「防災のしおり」を新たに作成し、今月全戸配布をさせていただきました。また、地域の防災活動の核となる自主防災組織については、1月末現在で143団体が設立し、組織率は60.6%という状況でありますので、未結成の地区に対し組織結成を促してまいります。

原子力災害に対する備えとしては、昨年12月に策定した「笠間市原子力災害広域避難計画」に基づき、東海第二発電所での重大な原子力事故を想定した避難訓練を、栃木県内の避難先5自治体、茨城県、市内団体等との連携により実施をしていきたいと考えております。

消防・救急体制の整備についてでありますが、老朽化が進んでいる友部消防署と岩間消防署の施設のあり方や人員、車両の適正配置など、消防体制の見直しを進めてまいります。また、救急車の出動件数について、平成29年は3,288件で、前年より243件ふえております。年々増加傾向にあることから、高規格救急自動車を更新し、救急需要に対応するとともに、救急車の適正利用についてさらなる啓発をしてまいります。

消防団については、これまでの46個分団の統合再編を進め、この4月から33個分団の新たな消防団体制となります。統合した分団については集中して車両や詰所の更新、配置転換等を行い、地域消防力の強化を図ってまいります。

防犯体制の整備についてですが、昨年の市内における刑法犯罪件数は508件であり、前年より48件減少しております。犯罪の抑止効果を図るため、防犯カメラについては、平成27年度から市内の主要箇所への設置を進めており、現在32カ所に64台の防犯カメラが設置され、その効果が発揮されています。今後については、状況を検証しながら増設の必要性について検討をしてまいります。

交通安全対策ですが、昨年中の市内における交通事故発生件数は260件で、前年より15件ほど増加している状況にありますので、笠間警察署、交通安全協会、交通安全母の会等と協力しながら、小中学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止のための啓発活動や出前講座など、さらなる交通安全対策に取り組んでまいります。

また、年々高齢者ドライバーの事故割合が高くなっていることから、65歳以上で運転に 自信がないドライバーの運転免許の自主的な返納を引き続き進めてまいります。なお、年 間約160人ほどの免許返納者に対しては、「デマンドタクシーかさま」の回数券を交付する などの支援をしてまいります。

消費者行政についてですが、昨年、消費生活センターに327件の消費者トラブルの相談があり、その内容もインターネットトラブルや架空請求詐欺など多岐にわたっております。 このことから、相談員のスキルアップを図るとともに、消費者への積極的な情報提供によるトラブルの未然防止、早期解決に努めてまいります。

一般廃棄物処理についてですが、新たに策定した「笠間市一般廃棄物処理基本計画」に 基づき、ごみの排出抑制や再資源化、生活排水処理率の向上など適正処理の確保を図って まいります。また、市内のごみ処理体制の統一に向けた検討会を設置し、再来年度までに 新たな処理体制を決定していくとともに、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬体制について は、10月から収集区域の見直しが図られるよう進めてまいります。

動物愛護に関してですが、近年、犬猫等のペットについては、家族の一員として飼われることなど、その飼養体系が変化している一方で、飼い主のマナー不足による迷惑行為等の課題も生じております。このことから「笠間市動物愛護及び管理に関する条例」を新たに制定し、市民の動物愛護の意識啓発と適正飼養の普及のため、犬猫の不妊去勢の手術費用に対する補助などを図ってまいります。

次に、健康増進、福祉の充実についてですが、子どもを産み育てやすい環境の整備、誰もが健康で生活できる保健、医療体制の構築、支援を必要とする人を地域全体で支え合う体制づくりに取り組んでまいります。

この4月から市立病院、保健センター、地域包括支援センターが一体化した複合施設「地域医療センターかさま」を開設し、医療、保健、福祉の多職種連携による、健康に暮らすための新たなサービスをスタートさせます。

新たな取り組みとしては、医師や保健師など各分野の専門職の話を聞きながら、参加者同士が気軽におしゃべりできる場を提供する「みんなの相談室」や、家族で健康づくりや介護予防の意識向上を図るために、お子さんが医療の職業体験をし、親は健康チェック、介護教室に参加する「ファミリー健康体験」などを実施します。また、医療、保健、介護の専門家による講演会なども開催をしてまいります。

市立病院では、これまでも訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなど在宅医療を引き続き進めるとともに、新たな取り組みとして、共働き家庭の支援のため病院内での病児保育を実施してまいります。また、さらなる病院経営の安定、充実を図るために、要援護者やレスパイト入院、市内の医療機関からの入院などを積極的に受け入れ、病床利用を向上させるとともに、新たに人間ドックを実施してまいります。

保健センターでは、人と機能を集約することで、市民の健康増進、妊娠、出産から、子育てまでの切れ目ない支援体制をさらに充実させてまいります。健康づくりに関する新たな事業としては、20代、30代で定期的な運動習慣のない人が多い現状から、スマートフォンを活用して健康データを管理することで、手軽に運動習慣を身につけていただく取り組みを進めてまいります。また、歩数に応じて地域ポイント等を付与する「健康歩イント」制度を新たに設け、楽しみながら運動することで生活習慣病予防につなげてまいります。

地域包括支援センターでは、医療、介護など多職種の専門職の連携による適切な相談支援体制を構築するとともに、医療と介護予防、生活支援などが一体的に提供できる仕組みのさらなる充実を図ってまいります。

子ども、子育てに関する施策についてですが、社会問題にもなっている保育士不足の課題に対しては、民間保育所等が保育士の資格を持たない保育補助員を雇用するための費用

に対する支援を行い、保育士の負担軽減を図るとともに、質の高い保育の提供に努めてまいります。

放課後児童クラブについては、友部地区への民間児童クラブの開設を支援し、待機児童 の解消を図ってまいります。

母子保健については、妊産婦の身体面の健康管理と精神的にも不安定になりやすい産後の支援を充実するために、新たな事業として、産後2週間ごろと産後1カ月の計2回の「産婦健康診査」を実施してまいります。

地域福祉、障害福祉についてですが、誰もが住みなれた地域で、安心安全に自立した生活が送れる社会の実現に向け、新たに策定する「第3次地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進してまいります。また、同様に「第3期障害者計画」を初め、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供、障害児の健やかな育成のための発達支援などに取り組んでまいります。

生活保護についてですが、1月時点の被保護世帯数は584世帯で、高齢化の影響などから前年よりも20世帯ほど増えております。就労可能な被保護者に対しては、これまでも就労による自立の促進を図っており、12月までに11名が就労等を達成している状況にあります。今後も、保護が必要な方に確実に措置がされるよう努めながら、医療扶助費の適正化、不正受給対策の強化などに取り組んでまいります。

高齢者福祉については、新たに策定する「第7期高齢者福祉計画」に基づき、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせるよう地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

認知症対策としては、認知症についての正しい知識習得のため「認知症サポーター養成講座」を実施しており、現在3,000人を超える方に認知症サポーターとして登録いただいております。今後も、この取り組みを進め、地域全体での支援体制を確立していくとともに、医療や介護の専門家が連携した「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域相談員」による認知症の方やその家族への相談支援体制を充実してまいります。また、徘回高齢者等への対応のため「見守りタグ」を活用した民間企業との連携事業の検証を行い、見守り体制を強化してまいります。

国民健康保険事業については、来年度から県が財政運営の責任主体となり、市はこれまで同様に資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業など地域におけるきめ細かな事務を行うことになります。国民健康保険については、急速な高齢化により医療費が増加している状況にありますが、県とともに安定的な制度運営に努めてまいります。

次に、産業の振興についてですが、地域経済活動の活性化に向け、活力ある産業の創出、 そして、それを支える人材の確保、育成を図るとともに、観光都市としての魅力向上など に取り組んでまいります。

本市の農業、地場産業、観光の新たな拠点となる「道の駅」の整備についてですが、現

在、整備推進協議会からの意見をいただきながら基本構想、基本計画の策定を進めている ところであります。来年度は、用地測量、用地の買収を進めるとともに、建物等の基本設 計、実施設計などを予定しており、2020年の開業に向け着実な進捗が図られるよう事業を 推進してまいります。

農業関連施策についてですが、専業農家の育成のため、認定農業者や認定新規就農者等の技術習得研修や機械、施設の整備費用に対する支援などを行ってまいります。また、農産物の生産支援として、食の安全や環境保全に対する関心により国際的にも認められた生産工程管理基準であるGAP認証について、相談窓口の開設、取得のための農場指導、取得費用に対する補助などを行ってまいります。

笠間の栗に関しては、地方創生推進交付金などを活用しながら、遊休農地等を活用した 生産拡大、栗の品質向上、加工品開発などの取り組みを行ってまいりましたが、新たな取 り組みとして、栗畑を10アール以上規模拡大する農家に対し、その整備内容に応じた補助 金を交付するとともに、これにより圃場を拡大した場合、作業員の賃金の一部を支援する ことなどにより栗の生産振興を図ってまいります。

また、笠間の栗のさらなるPRのため、これまで好評をいただいてきた「かさま新栗まつり」については、出店数の拡大等により、これまでの市民センターいわまでは会場が狭く、付近の交通渋滞の問題などもあったことから、笠間芸術の森公園に会場を変更し、規模を拡大することで、より多くの方にお越しいただけるイベントとしてリニューアルしてまいります。

農産物の鳥獣被害対策としては、イノシシ被害に対する市独自の支援制度として、電気柵等の設置費用の補助、わな免許の経費助成、箱わなの貸し出し、捕獲に対する助成などを行ってまいりました。また、地域における捕獲活動を支援するため、住民が5人以上で地域団体を組織し、わなの設置、見回り等の捕獲活動を行うための活動費助成のほか、捕獲後の処分ができない場合には、民間業者が解体処分や運搬を行えるようにしております。なお、現在、地域団体については14団体が組織され捕獲活動を行っておりますが、さらなる捕獲頭数をふやすため、団体に対する捕獲研修なども検討してまいります。

農業に関する新たな取り組みとしては、これまでJICAの草の根技術協力事業を通じて交流があるベトナムのソンラ省からの職員1名を協力交流研修員として市で受け入れることとしました。期間は6月から来年3月までの10カ月間で、日本の農業に関する知識や技術の習得のための研修を行います。

企業誘致についてですが、長年の課題であった茨城県の工業団地における分譲価格の改定が実施され、茨城中央工業団地、笠間地区の分譲価格が引き下げられました。市におきましても、新たな企業立地の支援制度として「下水道使用料支援補助金」を創設し、分譲価格引き下げとあわせ事業用地の積極的なPR活動を行い、さらなる企業誘致を推進してまいります。

中小企業の雇用対策について、高校生、大学生に市内企業を知ってもらうため、平成29年度は、茨城大学工学部の学生や市内高校の2年生、3年生を対象とした市内企業見学会を開催し、70人を超える参加をいただきました。来年度は、市内中小企業における人材確保を目的としたインターンシップ制度を推進するため、高校生及び大学生を対象としたインターネットから市内企業への申し込みができるシステムを構築するとともに、企業向けの勉強会などを開催し、インターンシップに関する理解を深めてまいります。また、「マッチングフェア」「事業者見学バスツアー」等を開催することで、市内企業を広く知ってもらい、雇用促進につながる機会を提供してまいります。

中小企業、小規模事業所における事業継承の支援についてですが、近年、経営者の高齢 化が進む中において、その多くは後継者がいないという状況でありますので、来年度はこ のような本市の実態把握調査を行うとともに、事業承継に関するセミナーなどを開催して まいります。また、建築業における後継者育成に必要な技術や知識の習得を目的とした笠 間地区建設高等職業訓練校については、施設の全面改修を行うとともに、職業訓練校の運 営支援を目的として、笠間地区施工組合ほか四つの市内建築関係団体で組織された「笠間 地区建設高等職業訓練校協力会」に対して協力をしてまいります。

地場産業である笠間焼の振興についてですが、この春に笠間陶芸大学校の初めての卒業生13名が誕生いたします。卒業生の創業、定住を促すため、市内の窯元から施設を借り上げ、陶芸家を目指すための技術習熟の機会を提供するとともに、市内の創業を目指す方にも広く施設を開放し、若手陶芸家の育成を図ってまいります。また、笠間焼を通じた交流事業として、陶芸における協力関係強化の覚書を結んでいるタイからの技術研修生を1年間笠間陶芸大学校で受け入れをいたします。

観光関連施策についてですが、新たに策定する「第2次笠間市観光振興基本計画」に基づき、笠間観光協会などと協働しながら、本市のさらなる知名度アップと新たな観光客の誘客に向け取り組んでまいります。そのために、魅力ある観光イベントの創出を図るとともに、これまでの観光PR戦略を見直し、より魅力ある観光情報を積極的に発信をしてまいります。

外国人旅行者の誘客についてですが、昨年の訪日外国人客数は2,869万人となり、前年比19.3%増加しております。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、さらなる訪日外国人客数の増加が見込まれる中、来年度の新たな取り組みとしては、民間企業との連携により、本市の観光資源やお祭り、イベント等を活用した地域観光プロモーションを展開し、SNS等で海外へ発信していくことで誘客を図ってまいります。また、本年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されることに伴い、関連団体との民泊に関する協議会を来月中旬ごろ組織し、民泊事業者を支援していくともに、滞在型の観光プランについても充実をしてまいります。

近年、アジア圏からの訪日客数が増加しており、中でも親日国として知られる台湾につ

いては、さらなる訪日の増加が見込まれております。そこで新たな取り組みとして、これまでさまざまな交流を図ってきた台湾に、市内の交流事務所を7月から設置し、職員を常駐させ、そのため、この5月に台湾の旅行会社との間で連携協定を締結するとともに、訪日客の受け皿づくりのため、観光協会、笠間焼協同組合、商工会、市内ゴルフ場や酒蔵などの関係団体による協議会を組織してまいります。この3月から茨城空港と台湾桃園国際空港を結ぶ定期チャーター便が就航されるなども決定しており、本市の魅力ある資源を活用しながらインバウンド誘客を強力に推進してまいります。

次に、教育、文化、スポーツの振興についてですが、本市の教育振興基本計画に基づき、「役に立つ人づくり」「郷土を愛する人づくり」「心身ともに健康な人づくり」を柱に教育、文化、生涯学習、スポーツの充実などに取り組んでまいります。

学校教育については、児童生徒の学力向上を目的とした取り組みを進めます。まず、全小中学校・義務教育学校に学習支援のための講師を引き続き配置し、主体的、対話的な学びを充実させ、確かな学力の定着に努めてまいります。また、英語教育の充実に関しては、今月発行された「日経グローカル」という雑誌に、本市での英語教育の取り組みが先進事例として紹介されておりますが、引き続き全校に英語指導助手を配置し、社会のグローバル化に対応できるコミュニケーション能力の向上に取り組んでまいります。

なお、速報値ですが、公費補助をしている市内の小学6年生と中学3年生を対象とした 英語検定では、中学卒業レベルの3級合格者は、前年度より42名増えており、その合格率 は64.8%で17.3ポイント上昇しております。着実に成果が出ているところであり、今後も 継続的に英語力の向上を図ってまいります。

幼保小連携教育、特別支援教育等の充実についてですが、まず幼保小連携教育の新たな取り組みとして、臨床発達心理士による「就学前教育アドバイザー」を配置し、幼児教育施設等を巡回しての指導や助言、保護者への教育相談などを行ってまいります。このことにより、発達障害など特別な教育的支援が必要な子どもの早期発見、対応に努め、就学前教育の充実、幼児教育から小学校への切れ目のない支援体制づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、引き続き教育委員会に特別支援教育指導専門員を配置し、各学校における特別支援学級の支援体制を充実させてまいります。また、いじめ、不登校、問題行動など多様な課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、学校と家庭、関係機関と連携強化を推進することにより、児童生徒の健全な育成を図ってまいります。

学校施設の整備については、友部第二中学校校舎の改修工事、市内中学校のエアコン設置に向けた実施設計、みなみ学園義務教育学校の大規模改修工事の実施設計などを進めてまいります。

家庭教育については、人格形成の基礎を培う乳幼児期における家庭教育力の向上を図る とともに、3、4カ月児相談の際に行う家庭教育講話に力を入れてまいります。また、生 活困窮家庭への支援として、中学生を対象とした学習支援事業を引き続き実施し、経済的な理由で子どもの将来が左右されることのないよう、学習機会の確保を図り、貧困の連鎖防止に取り組んでまいります。

文化振興についてですが、笠間城跡保存整備調査については、国指定史跡を目指し、測量成果をもとにした図化業務や文献等の調査をさらに進めてまいります。これまでの調査内容については、一昨日の「笠間歴史フォーラム」で報告をさせていただきましたが、今後も同様の形で定期的な報告をさせていただくとともに、広報等でもお知らせをしてまいります。

地方創生拠点整備交付金に関し、整備を進めてきた筑波海軍航空隊記念館については、 6月の開館を予定しております。記念館では貴重な戦争資料の収集、整理を行うとともに、 それらを平和を考える教育のために活用してまいります。また、多くの方々にご来場いた だけるよう、映像を活用した新たな展示方法などの工夫を凝らしてまいります。

市立図書館については、本年度も多くの方にご利用いただき、8万人未満の市区の公立 図書館として5年連続貸し出し数全国1位となりました。これからも日本一の図書館であ り続けられることを目指してまいります。なお、市民センターいわまの大規模改修にあわ せ、4月から岩間図書館の改修工事に入ります。8月ごろにはリニューアルオープンする 予定ですが、読書や学習のためのスペースを新たに設けるなど、よりよい読書環境の整備 を図ってまいります。

スポーツの振興についてですが、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」については、来年度は、各競技のリハーサル大会が開催されます。2019年の本大会開催まで600日を切り、大会成功に向けた準備をさらに加速させるため、事務局体制を充実させてまいります。また、各競技種目の広報活動などを積極的に行い、国体への関心を高めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みとしては、ホストタウン登録をしているタイやエチオピアからの選手団の事前、事後キャンプの誘致活動を進めてまいります。また、スポーツを通じた国際交流を図るため、来年度はJETプログラムを通じ、エチオピアからのスポーツ国際交流員を教育委員会に配置し、中学校での陸上指導などに取り組んでまいります。

次に、活力ある地域づくりのための施策についてですが、多様な主体が集い、地域のに ぎわいを創出するため、移住、定住の促進、市民との協働による地域コミュニティーの活 性化、女性の活躍応援、多文化共生の社会づくりなどに取り組んでまいります。

地域の交流活動や健康増進の拠点として、昨年、友部地区の「トモア」と岩間地区の「あたご」の二つの地域交流センターがオープンし、利用者も順調に伸びている状況でございます。今後も、利用者の声や運営協議会からのご意見などを積極的に取り入れながら、サービスの充実、適正な運営管理に努めてまいります。

エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興事業の一環として整備を進めてきた福田地区の公園については、「福ちゃんの森公園」としてオープンする予定です。名称については、地元の対策協議会で公募し決定したもので、公園には、バーベキュー場や集会所、ドッグランなどの施設が整備されており、世代を超えた交流ができる憩いの場として地域住民のみならず多くの方にご利用いただけるよう周知をしてまいります。

地域ポイント制度については、地域活動等への市民の積極的な参加を促すため、平成25年度から実施しており、現在約3,300人の方が参加をいただいております。来年度からは、新たに実施する「健康歩イント」と連携し、歩数に応じて地域ポイントを付与する仕組みを取り入れるとともに、ポイント還元品の中に健康増進に関する商品を追加するなど制度の拡充を図ってまいります。

生涯活躍のまち(笠間版 C C R C)構想につきましては、最初の居住施設の整備に向け、 事業候補者の選定を進めるなど、具体的な事業着手を目標としてまいります。また、日々 の暮らしの支援を行う生活支援組織の設置に向けた取り組みを進めてまいります。

移住、定住の促進については、平成27年度から首都圏を中心とした移住希望者への「移住体験ツアー」や「短期移住体験事業」などを実施してまいりましたが、「移住体験ツアー」は、これまで6回開催し99人の参加、「短期移住体験」については51人の方にご利用をいただいております。この中から10人の移住、二地域居住につながっていますので、内容の見直し等を行いながら、引き続きこれらの取り組みを実施してまいります。また、移住希望者に対するさらなる空き家の利活用促進を図るため組織機構の見直しを行い、来年度からまちづくり推進課に定住化対策と空き家対策の事務を集約し、一体的な取り組みを展開してまいります。

地域おこし協力隊については、現在4名の隊員が「農産物の販売促進や商品開発」「クラインガルテンを拠点とした都市と農村の交流促進」「移住希望者との交流促進窓口の設置」などの活動を行っておりますが、来年度は新たに2名の隊員を任用し、6名で地域活動に取り組んでまいります。

女性の活躍応援については、子育てに関する価値観やライフスタイルが多様化する中、 自分らしい働き方、趣味や地域活動など、新しい子育てスタイルのあり方について公民連 携による研究を進めてまいります。

国際化の推進としては、これまでも申し上げたとおり、陶芸を通じタイと、観光などを通じ台湾と、スポーツを通じエチオピアと、さまざまな分野において国際的な交流を図ってまいります。さらに、これまでも菊栽培や子どもたちの作品交流などを通じて交流のあるドイツのラール市とは、この5月に友好都市協定を締結し、さらなる国際交流を深めてまいります。

次に、効率的な自治体運営についてですが、これまでも笠間市行財政改革大綱に基づく 効率的な事務執行や事業費の削減等に努めてまいりました。また、行政サービスの向上を 目的とした権限移譲にも積極的に取り組んできた結果、地方分権に伴う県からの権限移譲率は法令割合90.2%、県内トップとなっております。

しかしながら、急速に進む人口減少、少子高齢化に伴うさまざまな課題に対応するため、 さらなる業務改善を進めていく必要があることから、目的の達成した事業や費用対効果の 低い事業の廃止、見直しなどを行い、多様化する市民ニーズに対応するため新たな施策を 展開してまいります。また、日直業務の見直し、お盆期間中の夏季連続休暇の取得促進、 フレックスタイム制やモバイルワーク等の柔軟な働き方の検討など、職員の働き方改革を さらに進め、限られた人員と財源の中で効率的な自治体運営に取り組んでまいります。

充実した行政サービスを提供するためには財源の確保が重要であり、特に市財政の根幹をなす税金の収納対策について強化してまいります。平成28年度の市税の収納率は、現年度分98.5%、滞納繰り越し分27.2%であり、さまざまな取り組みにより、その値は年々上昇しております。来年度からの新たな取り組みとして、自治体合同による差し押さえ物件の会場公売等を実施し、さらなる収納の確保に努めてまいります。

また、税の納付窓口の確保につきまして、これまでも口座振替、コンビニ納付、郵便局 納付などの体制を整備しておりましたが、今後は、インターネット等を利用した新たな納 付方法などについても検討を進め、市民の利便性の向上に努めてまいります。

マイナンバー制度についてですが、1月末のマイナンバーカードの交付件数は7,445件と、率としては9.7%で全国の市の平均、12月時点で9.8%とほぼ同じ状況であります。マイナンバーカードを持つことにより住民票や課税証明書などのコンビニ交付ができるようになるほか、クレジットカードのポイントやマイレージなどを「地域経済応援ポイント」として地域での買い物に利用できるなど、その活用の幅が広がっています。現在、マイナンバーカードを活用した子育て支援策や行政サービスの充実を図るため、内閣府に職員を派遣しておりますが、さらなる普及を図るため、企業での一括申請などの取り組みを進めてまいります。

ふるさとづくり寄附金制度、いわゆるふるさと納税につきましては、今年度は1月末までに1,013件、1,790万円ほどの寄附をいただいたところであります。本市の返礼品では、 栗などの商品に人気が集まっていますが、季節が限定されることから、来年度は予約制度 を取り入れるなどにより返礼品の内容充実を図るとともに、より効果的なインターネット サイト運営業者の選定を行ってまいります。

公共施設の維持管理についてですが、将来における公共施設等の維持管理、更新等の経費増加が懸念されることから、公共建築物の長寿命化や総量削減のための中期資産管理計画の策定を進めてまいります。また、利用計画がなく売却の可能性が高い市の土地については、不動産業界などの協力を得ながら処分を進めてまいります。

市役所庁舎の改修についてですが、本庁舎の議会行政棟は、昭和57年に竣工してから36 年が経過しており、施設の老朽化によりさまざまなふぐあいが生じていることから、平成 31年度からの改修工事に向けた設計業務を行います。新たな整備においては、性別、年齢、 国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすい施設とするため、ユニバー サルデザインの視点を取り入れるとともに、市民の利便性向上のため、ワンストップサー ビス窓口の設置などについても検討を進めてまいります。

以上、平成30年度の市政運営について、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

結びとなりますが、ことしは明治元年から150年目の年になります。

明治という時代が始まった瞬間を、この地は笠間藩、宍戸藩、土浦藩などのそれぞれ違った立場で迎えました。その後、大正、昭和と進みながら、笠間市、友部町、岩間町と移り変わり、平成になって今の笠間市が誕生いたしました。そして、その平成という時代も残り1年とわずかで終わりを迎えようとしており、ことし新たな元号が発表されることになっております。

さまざまな課題があっても果敢に挑戦し、国難を乗り越え、本市の未来へ向けてのまちづくりのために、議員各位そして市民の皆さんと真摯に議論を重ね、市政運営に邁進してまいりますので、ご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

さて、今定例会の提出案件は、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問案件が2件、笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを初めとする議案49件であります。

それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長(海老澤 勝君) ここで暫時休憩いたします。

11時15分再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長(海老澤 勝君) 休憩前に続き、会議を再開します。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例について)

○議長(海老澤 勝君) 日程第5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市長公室長塩畑正志君。
- ○市長公室長(塩畑正志君) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてにつきましてご説明いたします。

本案は、市長及び副市長の給与月額について、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条及び同条附則第15条の規定により、平成30年3月31日までの間、市長が20%、副市長は5%の減額措置を講じているところでございますが、市職員の不祥事に伴いまして、平成30年2月1日から同年2月28日までの間、さらに10%の減額をするため、条例の制定を行ったものでございます。

3ページ目をごらんください。

平成30年2月分の市長及び副市長の給料月額について、笠間市の特別職の職員で常勤の ものの給与及び旅費に関する条例第3条及び同条例附則第15項の規定にかかわらず、次の 各号のとおり減額するものでございます。

第1号として、市長については、給与条例第3条に規定する額から当該額の100分の30 に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を63万円とするものでございます。

第2号として、副市長については、給与条例第3条に規定する額から当該額の100分の15 に当たる額を減じた額とするものであり、72万円を61万2,000円とするものでございます。 なお、この条例は公布の日から施行し、平成30年2月28日に限り、その効力を失うもの でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 13番西山 猛君が所用のため退席いたしております。 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(海老澤 勝君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認する ことに決しました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長(海老澤 勝君) 日程第6、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の 推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 諮問第1号から第2号で提出しております人権擁護委員候補者の 推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げ ます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、 本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は2名の委員が本年6月30日をもって任期満了となるため、平成18年から活動されている綱川洋美氏を再度推薦し、中庭要一氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条 第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意する

ことに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(海老澤 勝君)** ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意する ことに決しました。

## 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

**○議長(海老澤 勝君)** 日程第7、議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求める ことについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて の提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の豊田勝美氏が退任することに伴い、須藤幹夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(海老澤 勝君)** ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意する ことに決しました。

## 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第8、議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告を尊重し、職員の給与を改定するため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市長公室長塩畑正志君。
- ○市長公室長(塩畑正志君) 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告において、給料表、期末勤勉手当の引き 上げ、扶養手当の見直しが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うも のでございます。新旧対照表に従いご説明いたします。

それでは、47ページをお開きください。給与条例第20条第1項及び第2項は文言の修正になります。

次に、48ページをお開きください。

第21条第2項において、平成29年12月支給期の勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げるものでございます。一般の職員につきましては、現行の100分の85から100分の95へ、課長級以上の職員である特定幹部職員につきましては100分の105から100分の115へ、再任用職員のうち一般の職員につきましては100分の40.0から100分の45.0へ、再任用職員のうち特定幹部職員につきましては100分の50.0から100分の55.0へ引き上げるものでございます。附則第15項は、勤勉手当の支給総額から減ずる率の改正であります。以降、49ページから90ページは、国同様に給料表の引き上げをするものでございます。

次に、91ページをお開きください。

第21条第2項において、平成29年12月支給期の支給割合を100分の85から0.1月引き上げ、100分の95とした勤勉手当につきまして、人事院勧告に従い、平成30年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するため、100分の95から100分の90に引き下げるものでございます。

92ページから93ページにつきましては、一般職と同様に特別職の平成29年12月支給期の期末手当を引き上げ、平成30年度以降の配分をし直すものでございます。附則第16号は、

市長の給料について当該額の100分の20に当たる額を減額するものでございます。

また、94ページから95ページにつきましては、任期付職員の平成29年12月支給期の期末 手当を引き上げ、平成30年度以降の配分をし直すものでございます。

ページを戻りまして45ページをお開きください。

附則でございますが、第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めております。給料表の引き上げにつきましては、平成29年4月1日から適用いたします。平成29年12月支給期の勤勉手当の引き上げにつきましては、平成29年12月1日から適用いたします。平成30年度以降の勤勉手当の配分のし直しにつきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

次に、附則第4項につきましては、改正前の規定により支払われた給与を改正後の規定 により支払われた給与の内払いとするものであります。

46ページをお開きください。

附則第5項につきましては、平成30年4月1日において37歳に満たない職員で、平成27年4月1日に昇給抑制を受けた職員を1号給回復させるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

# 議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第9、議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、関連法規及び民間状況等を踏まえた国家公務員に係る規定の内容に 準拠した内容にするため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(海老澤 勝君) 市長公室長塩畑正志君。
- **〇市長公室長(塩畑正志君)** 議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例につきましてご説明をいたします。

今回の改正では、非常勤職員が子の1歳6カ月到達後の期間について育児休業を取得することが、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合について規定するもので

ございます。

それでは、議案書の新旧対照表でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第2条第4号アの(イ)においては、第2条の4の改正に合わせて同条の規定に該当する場合の非常勤職員が有する任期の条件について追加規定するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第2条の3についても第2条の4の改正に合わせて文言の修正を行うものでございます。 続きまして、4ページをごらんください。

第2条の4においては、育児休業法第2条第1項で規定されている非常勤職員が1歳6カ月到達日の翌日から2歳に達する日までの子を養育するために、養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合を規定しております。子の養育の事情については、第1号及び第2号のいずれにも該当することを要します。第1号におきましては、非常勤職員または配偶者が子の1歳6カ月到達日において育児休業を取得していることを規定し、第2号におきましては1歳6カ月到達日以降についても、育児休業することが認められる場合を育児休業規則に委任して規定しております。

次の5ページの第2条の5においては、前条が規定されたことにより、条番号を変更いたします。

第3条第7号においては、第2条の4の規定についても、あわせて該当させるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第10、議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度の行政組織機構の改編に伴い所要の改正をするものであります。 内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市長公室長塩畑正志君。
- **〇市長公室長(塩畑正志君)** 議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例 についてご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度の行政組織機構の改編に伴い、関係条例 6 件を一括して所要の改正 をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、3ページをお開きくだ さい。

初めに、笠間市行政組織条例でございますが、第2条において、福祉部、保健衛生部の 統合により部の名称を保健福祉部と改正しております。同じく第3条において、部や課の 統合により事務分掌をそれぞれ変更しております。

続きまして5ページをごらんください。

笠間市行政改革推進委員会設置条例第7条においては、行政改革の所管部署変更により、 事務局を市長公室から総務部としております。

次の笠間市職員定数条例第2条では、公共下水道事業が公営企業会計に移行することに より不要な文言を削除しております。

一番下、笠間市議会委員会条例第2条及び6ページの笠間市子ども・子育て会議条例第 9条においては、部の統合により所管部署名を保健福祉部に改正しております。

六つ目の笠間市空家等対策協議会設置条例第9条では、空家政策推進室をまちづくり推 進課の所管としたことによりの改正でございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30 年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第11、議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例の提 案理由を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(海老澤 勝君) 総務部長中村公彦君。
- 〇総務部長(中村公彦君) 議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例 についてご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義が明確化されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

今回の主な内容につきましては2点でございます。

1点目といたしましては、第2条第2号のイ及び同条第3号に個人情報の定義において個人識別符号を追加いたします。個人識別符号とは、文字や記号によって特定の個人を識別できるものでございます。具体例といたしましては、DNA、骨格、声紋、指紋、個人番号などがございます。

2点目といたしまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

同条第4号に要配慮個人情報の定義を新たに追加いたします。要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別や偏見が生じないよう、その取り扱いに特に配慮を有する個人情報のことを指します。具体的には人種、信条、社会的身分、病歴などがございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

## 議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第12、議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政財産の使用料算定基準に日割りの導入等を行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(海老澤 勝君) 総務部長中村公彦君。

○総務部長(中村公彦君) 議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政財産の使用料算定基準に日割りの導入を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、3枚目をお開き 願います。

第1条、趣旨に関する規定でございますが、根拠となる地方自治法の条項を改めるものでございます。

次に、第2条、使用料の算定基準に関する規定でありますが、第2項中、使用期間に1年未満の端数がある場合に、従来月額として計算していたものを日額として計算することに改めるものでございます。あわせまして、第3項において、算定した使用料における円未満の端数処理を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措 置に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第13、議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の期間を延長する必要があることから所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 総務部長中村公彦君。
- 〇総務部長(中村公彦君) 議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出の ための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上 げます。

本案は、企業を誘致することにより、経済活動の活性化や雇用機会の創出を引き続き促進するため、固定資産税の特例措置の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

附則第2号におきまして、平成30年3月31日限り適用期限としておりましたが、これを 3年間延長し、平成33年3月31日限りとするものでございます。

ページをお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

## 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第14、議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

〇市長(山口伸樹君) 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について の提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法及び介護保険施行規則等の改正等により所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。
- **〇福祉部長(鷹松丈人君**) 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法及び介護保険法施行規則等の改正に伴いまして所要の改正をするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきます。

第4条の保険料率でございますが、介護保険事業計画の策定期間ごとに定めますので、 第7期の期間であります平成30年度から平成32年度までに改め、第4条第1項第6号アに おいては、保険料の算定に用いる合計所得金額から本人の責めに帰さない理由による土地 の売却や収用等での所得については控除することとする文言を追加するものでございます。

また、2ページから3ページにかけまして、第4条第1項第7号、第8号、第9号では 第1号保険料の第7段階と第8段階及び第8段階と第9段階の基準所得金額をそれぞれ変 更するものでございます。同じく3ページの第2項においては、第7期の期間であります 平成30年度から平成32年度に改めるものでございます。

4ページでございますが、第13条第1項の第5号及び第2項につきましては、刑事施設 に収容されている者を介護保険料の減免対象とするもので、国民健康保険、後期高齢者医 療保険との整合を図るものでございます。

最後に、第17条の罰則でございますが、第1号の文言を削除し、正当な理由なく市の質問、検査等に従わない場合の罰則ですが、第1号被保険者のみでなく全被保険者等に拡大変更するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則によりまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、第4条の保険料率は、平成30年度分の保険料から適用させ、 平成29年度以前分の保険料につきましては従前の例によるものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

議案第 9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第15、議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。本案は、それぞれの条例のもととなっている厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を

するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。
- **〇福祉部長(鷹松丈人君**) 議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げ ます。

新旧対照表によりご説明を申し上げます。

新旧対照表は、13ページから54ページでございますが、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、目次でございますが、14ページ、第3章の2地域密着型通所介護で新たに第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を加えるものでございます。したがいまして、16ページの第2条定義に、新たに第6号として、共生型地域密着型サービスの定義を追加するものでございます。

18ページの第6条の第2項は、オペレーター、いわゆる利用者からのコール通報などを受け付ける業務に当たる従業者ですが、訪問介護のサービス提供責任者としての経験が3年以上あることが必要でしたが、これを1年以上に改め、初任者研修課程終了者及び旧2級課程修了のサービス提供責任者については、引き続き3年以上の経験を有する者とするものでございます。

次に、第7項から20ページの第32条の第3項で、日中と夜間、早朝におけるコール件数等に大きな差が見られないことから、夜間、早朝に時間限定をしていたオペレーターの配置要件や随時対応サービスを行う職員の配置について時間制限をなくすものでございます。

20ページから21ページですが、第39条の第1項では介護医療推進会議の開催頻度について、ほかの宿泊を伴わないサービスにあわせて年4回から年2回にするものでございます。

また、第4項では、地域へのサービス提供の推進の観点から、定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確にするものでございます。

22ページの第47条で第2項ですが、夜間対応型訪問介護でのオペレーターの基準見直しですが、サービス提供責任者の業務経験が3年以上である者を、一定の要件を満たす場合には1年以上に改めるものでございます。

23、24ページでは、今回の改正の中心であります共生型地域密着型通所介護の基準の設定であり、第59条の20の2を追加し、共生型通所介護では、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業者は、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものであります。

26ページでは、第59条の25療養通所介護の利用定員でありますが、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みをするため、療養通所介護の利用定員数を9人以下から18人以下

に引き上げるものでございます。

28ページから29ページにかけてですが、第65条で、共生型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニット入居者を合わせて12人以下に見直すものでございます。

35ページでございますが、第117条第7号として身体拘束等の適正化を図る観点から、身体拘束等の適正化対策の検討委員会の開催数やその結果の周知徹底、適正化指針の整備、介護従業者に対します定期的な研修会の実施など運営基準を定めるものでございます。

同様に、37ページ、第138条の第6項で、指定地域密着型特定施設入所者生活介護における身体的拘束等の適正化のための運営基準を追加するものでございます。

40ページでは第157条第6項、41ページでは第182条第8項として、指定地域密着型介護 老人福祉施設について、ユニット型の施設もあわせて、身体的拘束等の適正化の観点から 同様に運営基準を加えるものでございます。

40ページでございますが、第165条の2としまして、サービス提供時における緊急時等の対応としまして、入所者の病状の急変に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応や、その他の方法による対応を定めることを義務づけるものでございます。

42ページから46ページの第191条では、看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト型事業所の創設についてで、サービス供給量をふやし、効率化を図る観点から、サービス提供体制に配慮しつつ、基準を創設し、その基準については本体事業所に準じるものとするものでございます。

ただし、看護職員等の主な基準として、代表者、管理者、介護支援専門員、夜間の宿直者は、本体事業所との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができること。また、サテライト事業所でも医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1人以上とすること。本体事業所及びサテライト事業所では、適切な看護サービスを提供する体制にあることなどを基準として追加するものでございます。

49ページの第195条では、第2項第2号のオとしまして、診療所が看護小規模多機能型事業所を開設する場合の宿泊室の兼用についての基準を追加するものでございます。

最後になりますが、51ページから54ページの附則第3項から第7項でございますが、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例でございます。サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めること。サービスに支障がない場合に限り、浴室、トイレ、食堂及び機能訓練室の兼用を認めるものでございます。

12ページにお戻りいただきまして、附則により、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきまして、新旧対照表によりご説明をいたします。

第4条中、法第5条の2の次に第1項を加え、介護保険法で定める認知症であることを 明確にいたします。

次の第5条から9ページの間の条文中に、介護医療院を追加いたしますが、これは従来の介護保険施設に加え、今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院を平成30年度から創設するため文言を追加するものでございます。

次に、4ページの第9条第1項への文言追加ですが、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たり入居者と合わせて12人以下に見直すものでございます。

8ページでございますが、第78条で新たに第3項を追加し、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化対策の検討委員会の開催、その結果の周知徹底、適正化のための指針の整備、介護従業者等に対し身体的拘束等の適正化のための定期的な研修会の実施など、明確に運営基準に定めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則により、この条例は、平成30年4月1日から施 行するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第16、議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定

める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。
- **○福祉部長(鷹松丈人君)** 議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

新旧対照表により、ご説明をいたします。

3ページをお開きいただきます。

第4条基本方針の第4項に、介護予防支援事業者の事業運営に当たっては、市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等の連携だけでなく、相談支援事業者との連携も必要であることから、その文言を追加するものでございます。

第7条の内容及び手続の説明及び同意では、第2項に、事業者は、利用者が介護予防支援事業者に対して複数の介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができること について説明をする文言を追加したものでございます。

次に、4ページですが、介護予防支援事業者は、利用者本人が入院する必要が生じた場合、支援事業所の担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めることができるように、新たに第3項として加えたものでございます。したがいまして、項番号を現行第3項を第4項に、第4項を第5項に順次変更し、あわせて文言整理をするものでございます。

5ページでございます。

第33条の第9号に、サービス担当者会議には、利用者及びその家族の参加を基本とする 文言を追加するものでございます。

次に、6ページですが、第14号の2としまして、担当職員は、介護予防サービス事業者などから利用者情報の提供を受けたときなどに、服薬状況や口腔機能など、必要と認められる情報を利用者同意を得た上で、主治医もしくは薬剤師などに提供する内容を加えるものであり、第21号の2としましては、第21号の規定により、主治医などからの意見に基づき、介護予防サービス計画を作成した場合には、その計画を主治医等に交付しなければならない内容を加えるものでございます。

最後の7ページ、第35条の準用規定ですが、文言の整理をしたものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則により、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後1時より再開いたします。

午後零時04分休憩

午後零時58分再開

○議長(海老澤 勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

13番西山 猛君が着席しました。

## 議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

O議長(海老澤 勝君) 日程第17、議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

〇市長(山口伸樹君) 議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度からの国保制度改革に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 保健衛生部長打越勝利君。
- **〇保健衛生部長(打越勝利君)** 議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、平成30年度から国民健康保険税の税率改正に伴い本条例を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

3ページをお開きください。別表第1基礎課税額の部、所得割、被保険者均等割を改めました。

4ページをお開きください。後期高齢者支援金等課税額の部、所得割、被保険者均等割、 世帯別平等割を改め、介護納付金額税額の部、所得割、被保険者均等割を改めてあります。

別表第2基礎控除税額の部、第19条第1号の款、第9条第2号の款、第19条第3号の款 を改め、後期高齢者支援金等課税額の部、第19条第1号の款、第19条第2号の款。

6ページをお開きください。第19条第3号の款を改め、介護納付金課税額の部、第19条 第1号の款、第19条第2号の款、第19条第3号の款をそれぞれ改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第12号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

### 議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

O議長(海老澤 勝君) 日程第18、議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 保健衛生部長打越勝利君。
- **〇保健衛生部長(打越勝利君)** 議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

2ページをお開きください。

第3条第2号中第1項の次に、(法)第55条の2第2項において準用する場合を含むを加え、法第55条を第1項に改め、同条第3号中第1号を次に、法第55条2第2項において準用する場合を含むを加え、同条第4号中第2号に、(法)第55条2第2項において準用する場合を含むを加え、最後に行った同号を最後に行った法第55条第2項第2号に改め、同条に次の1号を加える。(5)法第55条2第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年)法律第192号第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により、本市に住所を擁するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者、附則中第1項の見出し及び同項の項順番を削る附則中第2項の前の見出し及び同項を削る。附則中第3項を削る。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。 以上で議案第13号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

O議長(海老澤 勝君) 日程第19、議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市立病院の個室料及び文書料の見直し、並びに人間ドックの新設に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市立病院事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市立病院事務局長友水邦彦君。
- **〇市立病院事務局長(友水邦彦君)** 議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、市立病院の個室料及び文書料の見直し、並びに人間ドックの新設に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、2ページをごらんいただ きたいと思います。

第2条第1項につきましては、ただし書き中、個室の市内居住者の使用料を2,050円を3,240円に、市外居住者の使用料を3,080円から4,320円に改め、第3項短期人間ドック(日帰りコース)の額は1件当たり3万9,960円とし、検査項目は、市長が別に定めるを加えるものでございます。

第3条の手数料の額でございますが、第1号から第10号までの各号の額などについて改めるものであります。

第3号、第7号及び第9号を削り、各号の番号を整理した後、第1号から第7号の額を それぞれ改めるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1 日から施行するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい て ○議長(海老澤 勝君) 日程第20、議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立公園の管理を指定管理者に行わせることができる規定を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 産業経済部長米川健一君。
- **○産業経済部長(米川健一君)** 議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、条例で定めている市立公園につきまして、今後、指定管理者制度の導入を 行うべく所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

第7条を第9条とし、第7条に指定管理者による管理を、第8条に指定管理者が行う業務の範囲を加えるものでございます。

次の4ページをお開き願います。

別表第1には、市立公園の名称及び位置を定めておりますが、あじさい公園を削除し、 隣接するつつじ公園と一体的に管理を行うものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第21、議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市岩間駅東土地区画整理事業の完了に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 都市建設部長大森 満君。
- **〇都市建設部長(大森 満君)** 議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例 についての内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、笠間市岩間駅東土地区画整理事業の完了に伴い、所要の改正をするものでございます。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正では、笠間市岩間駅東土地区画整理事業が完了したため、当該事業に係る特別会計を廃止するものであり、笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計、岩間駅東土地区画整理事業を本条文から削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。 以上で議案第16号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第22、議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、都市公園法及び同施行令の改正に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 都市建設部長大森 満君。
- **〇都市建設部長(大森 満君)** 議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例 についての内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、都市公園法及び同施行令の改正に伴い所要の改正をするものでございます。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正では、二つの点で改正をしております。

まず、第1条の7としまして、運動施設の敷地面積割合が100分の50とする運動施設率の 設定を加えるものでございます。

次に、第19条において、都市公園法第5条の3の公園管理者の権限の代行規定が第5条の11に変更になったことによる引用部分の条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。 以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

# 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第23、議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内 における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、建築基準法の改正に伴い、南友部地区計画の地区整備計画区域内での建築物に関する制限について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 都市建設部長大森 満君。
- **〇都市建設部長(大森 満君)** 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についての内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、建築基準法の改正に伴い、南友部地区地区計画の地区整備計画区域内での建築物に関する制限について所要の改正をするものであります。

今回の改正では、大きく分けますと、文言の整理と建築基準法の改正に伴うもの、この 二つの点で改正をしております。

2ページの新旧対照表をごらんください。

まず、文言の整理につきましては、題名から第5条において地区計画の名称及び地区計画区域という表記を関連法規と整合をとるために改め、第10条において、ただし書き以降の部分を、水戸地方検察庁との協議において不要であるとされたため削るものでございます。

次に、建築基準法の改正に伴う改正は、3ページの別表中(ち)項を(り)項に改める

ものでございます。

附則といたしまして、この条例は、改正建築基準法の施行日となる平成30年4月1日から施行することとしておりまして、地区計画の決定告示を同日にいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

# 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条 例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第24、議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等 に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例 の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市消防団の統合再編による分団数、分団車両の削減に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 消防長水越 均君。
- **○消防長(水越 均君)** 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年3月9日に、笠間市消防団審議会から笠間市消防団の今後のあり方に関する答申書が市長に提出され、平成29年4月1日に一部の分団により統合再編が行われました。

平成30年4月1日から、さらなる統合再編に伴い、分団数、分団車両数の削減、さらには近年の消防団員実員数の減少により、消防団員定数についても見直しを図る必要があるとされ、消防団定数を改正することで、消防施設等の効率的な運用や維持管理ができるようになりまして、非常備消防の強化にもつながることから消防団員定数を改正するものであります。

3 枚目、新旧対照表をごらんください。第3条中の団員の定数を822人から720人へ改正するものであります。

1枚戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から 施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第25、議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての 提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部の改正に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 消防長水越 均君。
- **〇消防長(水越 均君)** 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について ご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額について、地方分権計画に基づき見直しが行われております。今回、人件費単価及び物価指数の変動に伴い、現行の手数料標準額の見直しが必要となることから、笠間市手数料条例のうち消防手数料の製造所等の設置許可申請、完成検査、全検査及び保安検査の手数料の改正を行うものであります。

新旧対照表にて、ご説明申し上げます。 3ページをお開き願います。

別表第2中において手数料を徴収する事務として、申請に対する審査及び検査における 手数料の金額がそれぞれ改正となります。

2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

### 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第26、議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

#### 〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防法令に関する重大な違反対象物について、その違反内容を市ホームページ 等で公表する違反対象物公表制度の実施に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 消防長水越 均君。
- **〇消防長(水越 均君)** 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本案は、消防法令に関する重大な違反対象物について、市のホームページで公表する違 反対象物公表制度の実施により、住民の方が建物の利用について判断できるようにするこ とで、火災被害の軽減を図り、また、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及 び消防設備等の設置促進を目的といたしまして改正するものであります。

公表の対象となる建物は、集会場、遊戯場、飲食店、店舗、ホテルなど不特定多数の方が出入りする建物及び病院、福祉施設など1人で避難することが難しい方が利用する建物が公表の対象となります。

1ページ返していただきまして、新旧対照表第47条の2の次に第47条の3を加えるものでございます。

1 枚戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行は、制度実施までの 周知期間及び改修猶予期間を設けることを目的といたしております平成31年4月1日から 施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第27、議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

# [市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例についての 提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市観光振興基金条例の所期の目的を達成したため廃止するものであります。

内容につきましては、経済産業部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(海老澤 勝君) 産業経済部長米川健一君。
- **〇産業経済部長(米川健一君)** 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例に ついてご説明をいたします。

この条例は、平成17年度に、当時の財団法人笠間市開発公社からの寄附金を原資とし、 笠間芸術の森公園から佐白山における観光振興を図ることを目的とした基金の設置に伴い 制定した条例でございます。

基金の運用につきましては、佐白山周辺の整備事業に充当し、施設の整備や景観の改善等を行ってまいりましたが、所期の目的を達成し、原資がなくなりましたので本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

# 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃 止する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第28、議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

〇市長(山口伸樹君) 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市岩間駅東土地区画整理事業の完了に伴い廃止するものであります。
内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 都市建設部長大森 満君。
- 〇都市建設部長(大森 満君) 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について、内容につきましてご説明申し上げます。 本案は、笠間市岩間駅東土地区画整理事業の完了に伴い廃止するものでございます。

今回の改正では、笠間市岩間駅東土地区画整理事業に係る特別会計の閉鎖に伴い、笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。 以上で議案第23号の説明を終わります。

#### 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について

○議長(海老澤 勝君) 日程第29、議案第24号 笠間市土採取事業規制条例についてを 議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例についての提案理由を申 し上げます。

本案は、一定規模以上の土採取事業を許可制とすることにより必要な規制を設け、土採取事業による災害発生の未然防止、また、土採取を行った後の土地における緑地の保護等、周辺の環境保全上、適正な整備を図る必要があることから制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市民生活部長石井克佳君。
- **〇市民生活部長(石井克佳君)** 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例につきまして、 ご説明を申し上げます。

本案は、一定規模以上の土採取事業について必要な規制を行うことにより、災害発生の未然防止、事業跡地における緑化と環境保全上、適正な整備を図る必要があることから制定をするものでございます。

1ページをお開き願います。

条例の構成につきましては、第1条で目的、第2条で定義を、第3条で、2ページにかけまして本条例で適用いたします事業を定めてございます。

第4条から第6条におきまして、事業主、工事施工者及び土地所有者等の責務を定め、 3ページの第7条から6ページの第14条におきまして、許可申請の手続や許可の基準及び 施工基準の遵守義務について定めてございます。

6ページの第15条から8ページの第26条にかけましては、改善勧告や命令等の措置及び 立入検査等に関する事項でございます。

第27条に委任についての事項を、第28条及び9ページの第29条におきまして、罰則及び 両罰規定を設けてございます。なお、罰則を含む条例でございますので、水戸地方検察庁 との協議を済ませてございます。

附則でございますが、第1項におきまして、本条例は、平成30年6月1日から施行すること。第2項から第5項に経過措置といたしまして、条例施行の際、現に着手している土採取事業の取り扱いについて定めてございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

### 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第30、議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、エコフロンティアかさまの設置に伴う地域振興を目的として整備した福ちゃんの森公園の開園に当たり、適正な設置及び管理について必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(海老澤 勝君) 市民生活部長石井克佳君。
- 〇市民生活部長(石井克佳君) 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する 条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興事業の一環として、福田地区住民 及び地域社会に対して世代を超えた交流ができる憩いの場を創出する等の地域振興を図る ため制定をするものでございます。

1ページをお開き願います。

条例の構成につきましては、第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で有料施設として公園内の使用時間等について定め、第4条で使用の許可を定めてございます。

2ページをお開きください。

第5条で使用の制限を、第6条から第9条まで使用料に関する事項を定めてございます。 3ページをごらんください。

第10条から第14条では、施設等の使用に関する事項を定め、4ページでございます第15条から第17条では、指定管理者による管理に関する事項について定めてございます。

5ページをごらんください。

第18条は委任についての事項でございます。

附則でございますが、第1項において、条例の施行期日は規則で定めること。第2項では、この条例施行前の準備行為について、第3項で、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正を定めてございます。

また、別表第1でございますが、施設ごとの使用時間を、6ページでございます、別表 第2及び別表第3で施設の使用料を定めてございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

### 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について

〇議長(海老澤 勝君) 日程第31、議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例についての 提案理由を申し上げます。

本案は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すため制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市民生活部長石井克佳君。
- 〇市民生活部長(石井克佳君) 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例に つきましてご説明を申し上げます。

本案は、市民の動物に対する愛護精神の高揚や飼い主の適正な飼養の普及促進に向け、 市と市民、飼い主の責務を明らかにした上で、さまざまな施策等により、人と動物との調 和のとれた共生社会を実現するため制定をするものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

条例の構成につきましては、第1条で目的、第2条で動物の定義、第3条から第5条で目的達成のために必要な施策の計画と実施、動物愛護精神への理解、適正飼養等、市、市民、飼い主等のそれぞれの責務を定めてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第6条及び3ページの第7条で、大及び猫の飼い主の遵守事項を定めてございます。

第8条で災害時の動物の保護、第9条では犬の放し飼い等に対する指導に関して定めて ございます。

第10条は委任についての事項でございます。

附則でございますが、本条例は、平成30年4月1日から施行することとしてございます。 以上で議案第26号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

# 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例について

O議長(海老澤 勝君) 日程第32、議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることになり、居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。
- **〇福祉部長(鷹松丈人君)** 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

この条例は33条から成り、1ページの第1条から、2ページの第4条までを総則とし、 趣旨、定義、基本方針、また指定管理者は法人とする旨を規定しております。

2ページの第5章と第6条では、人員に関する基準で、常勤の介護支援専門員を置くこと。また、管理者は主任介護支援専門員でなければならない等の規定をしております。

次に、3ページの第7条から16ページの第32条では、運営に関する基準を規定するものでございます。

第7条においては、居宅介護支援の内容、手続の説明及び利用申請者の同意について、 利用申込者や家族に対しての文書交付方法等について定めております。

5ページの第8条では提供拒否の禁止を、第9条ではサービス提供困難時の対応、第10条は利用者の受給資格等の確認について。第11条では要介護認定を受けていない利用申込者について、認定申請の援助をすることを規定しております。

また、第12条では、事業者として介護支援専門員に身分を証する書類を携行させること や、第13条では、利用料等の受領方法手続を定め、6ページでございますが、第14条では 居宅介護支援提供証明書の交付に関することを定めております。

次に、第15条では、介護居宅支援の基本取り扱い方針を定め、次の第16条第1項第1号から11ページの第30号まで、その具体的取り扱い方針を定めるものでございます。

11ページの第17条から12ページの第20条では、事業者は、市もしくは国保団体連合会に

対して、法定代理受領サービスに係る文書の提出に関すること。利用者に対して居宅サービス計画等の書類交付をすること。利用者に関する市への通知、また管理者の責務を規定しております。

第21条から15ページの第29条におきましては、運営規程に定める内容、勤務体制の確保、 提供に必要な設備及び備品の設置、従業者の健康管理、報告の規定、苦情処理等について 定めております。

また、15ページの第30条から16ページの第32条においては、事故発生時の対応や会計区 分の明確化、記録の整備について規定をしております。

最後に、第33条といたしまして、第3条第2章及び第3章の規定について、基準該当居 宅介護支援の事業に準用するもので、その読みかえ規定となるものでございます。

17ページでございますが、附則によりまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。また、管理者に係る経過措置としまして、規定では、主任介護支援専門員を管理者とするものですが、平成33年3月31日までの間、介護支援専門員を管理者とすることができるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長(海老澤 勝君) 日程第33、議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(海老澤 勝君) 市長公室長塩畑正志君。
- ○市長公室長(塩畑正志君) 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてのご説明を申し上げます。

県央地域9市町村におきましては、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互 に利用することについて協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているところであり ます。このたび、協定対象施設内容の追加、削除及び施設の名称変更に伴い協定書を見直 すものであります。

内容といたしましては、ひたちなか市の六ツ野公園につきましては、区画整理事業に伴 う移転により六ツ野スポーツの杜公園として移転開設のため変更となり、小美玉市の小美 玉市小川B&G海洋センターと小美玉市玉里B&G海洋センターにつきましては、条例上 の名称と整合性を図るため、それぞれ小美玉市小川海洋センターと小美玉市玉里海洋セン ターと変更するものでございます。

なお、協定の締結日は平成30年3月30日を予定しております。 以上で説明終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算(第5号)

議案第30号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第31号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第33号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第34号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第35号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1 号)

議案第36号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)

議案第37号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)

議案第38号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

O議長(海老澤 勝君) 日程第34、議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算(第 5号)ないし議案第38号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)まで の10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算(第5号)から 議案第38号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についての提案理 由を申し上げます。

これらの議案は、平成29年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計6会計、企業 会計3回会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 総務部長中村公彦君。
- 〇総務部長(中村公彦君) 議案第29号 平成29年度笠間市一般会計補正予算(第5号)

についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

本補正予算は、年度末に当たり、事業費や国県補助金の確定等が主な要因でございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,167万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321億752万1,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正は、翌年度へ繰り越す事業といたしまして、次の9ページまで全24件、金額で5億2,507万7,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正でございますが、一般廃棄物収集業務委託(友部地区)につきまして、平成29年度中に契約事務を進める必要があり、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

11ページをごらんください。

第4表地方債補正でございますが、1追加につきましては、稲田中学校の災害復旧に伴 う国の災害査定により一部補助対象外となったため、単独災害復旧事業債を追加するもの でございます。

12ページをお開きください。

変更につきましては、地域交流センター整備事業債のほか6件につきまして、起債対象事業費の変更などにより起債限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。 初めに、歳入でございますが、17ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、3節、児童福祉費負担金2,009万1,000円の増は、保育士等への処遇改善など公定価格変更による教育、保育施設等運営費負担金3,765万8,000円の増などが主なものでございます。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金1,500万の減は、 臨時福祉費給付金給付事業補助金の給付実績によるもので、歳出につきましても同額を減 額してございます。

19ページをごらんください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金 5,525万1,000円の増は、国の補正予算関連の経営体育成支援事業補助金3,265万5,000円の 増や農地利用最適化交付金1,368万円の増が主なものでございます。

21ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、総務費寄附金1,000万円の減につきましては、ふる さとづくり寄附金の実績見込みによる減でございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正につきましては、歳出全般にわたりまして人件費に係る補正をしております。これにつきましては、人事院勧告などに伴う補正をしたものでございます。

26ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費、25節、積立金1億5,617万1,000 円の増は、公共建築物長寿命化等対応基金へ積立金といたしまして1億5,600万円を積み立 てるものが主なものでございます。

36ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金4,465万8,000円の増は、公定価格の改定などによる民間認定こども園入園負担金5,923万8,000円の増が主なものでございます。

39ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費、13節、委託料768万円の増は、笠間地 区の乾電池や家庭ごみなど、一般廃棄物処理委託料の増が主なものでございます。

40ページをお開きください。

4目エコフロンティアかさま対策費、15節、工事請負費616万3,000円の増は、堂ノ池整備事業に関連し、案内看板を設置するため、工事請負費560万円の増が主なものでございます。

41ページをごらんください。

5款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金 4,125万5,000円の増は、農業の担い手などへ農地集積を進める農地中間管理事業関連の補 助金といたしまして、地域集積協力金事業補助金658万6,000円の増、農業転換協力金事業 補助金363万5,000の増などを計上してございます。

46ページをお開きください。

7款、土木費、4項、都市計画費、6目、岩間駅周辺整備事業費、28節、繰出金1,774 万8,000円の増は、岩間駅東土地区画整理事業特別会計の事業廃止に伴い、市債を繰り上げ 償還するため一般会計から繰出金を増額するものでございます。

48ページをごらんください。

9款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、15節、工事請負費540万8,000円の 増は、特別支援学級開設に伴う教室の改修工事費でございます。

51ページをお開きください。

6項、保健体育費、2目、体育施設費、15節、工事請負費2,645万3,000円の減は、市民球場電光掲示板設置工事の確定による2,790万円の減、市民球場トイレ改修工事費の追加に伴う144万7,000円の増でございます。

以上で、平成29年度笠間市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

〇議長(海老澤 勝君) 保健衛生部長打越勝利君。

**〇保健衛生部長(打越勝利君)** 議案第30号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補 正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,863万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,055万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

8ページをお開きください。

歳入につきましては、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金9,229万2,000円の減は、5款の前期高齢者交付金の増によるものでございます。

2目、高額医療費共同事業負担金2,894万5,000円の減は、歳出の高額医療費共同事業拠 出金の減によるものでございます。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金6,595万7,000円の減は、5款の前期高齢者交付金の増によるもののほか、市立病院の施設整備事業の電子カルテ分の補助金が、平成29年度収入から平成30年度収入になることにより減となるものでございます。

5款、1項、1目、前期高齢者交付金2億9,726万2,000円の増は、額の確定によるものでございます。

6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金2,894万5,000円の 減は、歳出の高額医療費共同事業拠出金の減によるものでございます。

2項、県補助金、1目、財政調整交付金2,404万3,000円の増は、保険財政共同安定化事業の拠出金と交付金の多額の差異がある場合、算定交付されることから増となっております。

7款、1項、1目、共同事業交付金4億8,664万円の減は、高額医療費共同事業交付金及 び保険財政共同安定化事業交付金の見込み額の減によるものでございます。

9款、繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,901万3,000円の減は、保険基 盤安定繰入金の減によるものでございます。

次に、歳出についてでありますが、11ページをごらんください。

2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金840万円の減は、出産見込み数の減によるものでございます。

12ページをお開きください。

6款、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費共同事業費医療費拠出金1億1,577万9,000円の減及び4目、保険財政共同安定化事業拠出金2億2,389万3,000円の減は、それぞれ拠出額の決定によるものでございます。

9款、諸支出金、2項、公営事業費、1目、直営診療施設勘定補助金4,000万円の減は、 市立病院の電子カルテ整備補助金が平成30年度の支出になったことによるものでございま す。

以上で議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,672万8,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,190万2,000円とするものでありま す。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入につきましては、1款、1項、1目、後期高齢者医療保険1,711万9,000円の増は、 特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増によるものでございます。

4款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金128万9,000円の減は、保険 基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお開きください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の1,590万5,000円の増は、後期高齢者医療保険料の増に伴い、保険料納付金の増及び保険基盤安定事業負担金の減によるものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。

〇議長(海老澤 勝君) ここで暫時休憩いたします。

2時15分より再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時16分再開

〇議長(海老澤 勝君) 会議を再開します。

説明を続けます。

福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長(鷹松丈人君) 議案第32号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第 3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,462万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億158万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金の432万円の増額補正は、介護及び予防給付費に要する法定割合による国の負担金を収入するものでございます。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金の604万8,000円の補正は、現年度分の介護及び予防給付費に要する支払基金からの法定負担割合による

交付金増によるものでございます。

9ページの5款、県支出金、1項、県負担金、1目、介護給付費負担金の270万円の増額 補正でございますが、現年度分の介護及び予防給付に要します県負担金の負担割合増によ るものでございます。

次に、10ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金の270万円の増額補正は、現年度分の介護及び予防給付に要する法定の市負担分の増に対します繰り入れをするものでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、12ページをお開きいただきます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費の1,100 万円の増額補正は、訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハ等の居宅介護サービス給付費の増による補正でございます。

2款、保険給付費、2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費の 1,000万円の増額補正は、介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護等の介護予防サービスの増 が見込まれることから増額補正をするものでございます。

次に、14ページでございますが、5款、基金繰入金、1項、基金繰入金、1目、介護給付費準備基金積立金の588万4,000円の減額補正は、介護給付費及び地域支援事業費の増によります一定割合の補塡のため基金積立金の一部を減額するものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。

- ○議長(海老澤 勝君) 12番飯田正憲君が所用のため退席いたしました。 次に、上下水道部長鯉渕賢治君。
- **〇上下水道部長(鯉渕賢治君)** 議案第33号及び議案第34号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第33号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出をそれぞれ3,545万6,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ25億622万8,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入の1款、分担金及び負担金、1項、分担金275万円の増額は、区域外加入者の増によるものです。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料2,943万7,000円の増は、使用料収入が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

4 款、県支出金及び 9 款、市債の減額は、ともに事業費の確定によるものです。 ページを返していただいて歳出でございます。 歳出の1款、下水道費、1項、下水道総務費2,571万1,000円増額の主なものは、消費税額の確定によるものと、汚泥量の増加による処理負担金でございます。

2項、下水道建設費6,266万4,000円減額の主な理由は、市単独事業で予定をしておりました工事が国庫事業として整備できることとなったため、翌年度実施としたことによるものです。

2款、公債費149万7,000円の増額は、長期債の利子確定によるものです。

次の5ページをごらんください。第2表地方債の補正であります。

工事費の確定に伴い、公共下水道事業債の限度額を2億8,740万円に、公営企業会計適用 債の限度額を4,120万円にそれぞれ変更するものです。

以上で議案第33号についての説明を終わります。

続きまして、議案第34号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条は歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出にそれぞれ7,137万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億3,989万3,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入になります。 1 款、分担金及び負担金、 1 項、分担金361万6,000円は、事業費の増 に伴う分担金の増額でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金3,600万円は事業量の増加によるものです。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金及び2項、基金繰入金につきましては、事業費の 確定によるものであります。

9款、市債の3,270万円は事業費の増額に伴うものでございます。

次の4ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

1款、農業集落排水事業費、2項、農業集落排水施設建設費7,187万5,000円は、友部北部地区の事業量の増加によるものです。

5ページをごらんください。繰越明許費であります。

1款、農業集落排水事業費、2項、農業集落排水施設建設費1億7,040万円は、年度内完 了が見込めない工事を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で議案第34号についての説明を終わります。

- ○議長(海老澤 勝君) 都市建設部長大森 満君。
- **〇都市建設部長(大森 満君)** 議案第35号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,284万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,816 万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、1款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産 売払収入490万円の減額は、保留地処分確定によるものでございます。

2款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金1,774万8,000円の増額は、長期債の繰り上げ償還に充当するものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳出の主なものでございますが、1款、土地区画整理事業費、1項、1目、総務費3,096万9,000円の減額は、事業確定による一般会計繰出金等の減額でございます。

2款、1項、公債費、1目、元金4,213万9,000円の増額は、長期債の繰り上げ償還に充てるものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市立病院事務局長友水邦彦君。
- 〇市立病院事務局長(友水邦彦君) 議案第36号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正 予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

最初に、第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の1款、病院事業収益、支出の1款、病院事業費用にそれぞれ1,122万6,000円を追加し、収入支出の予定額の総額をそれぞれ7億8,519万2,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入の予定額の補正であります。

収入の1款、資本的収入を4,000万円減額し、総額を13億977万6,000円とするものでございます。

2ページです。第4条は、議会の議決を経なければ利用できない経費、第5条は、他会 計からの補助金の補正であります。

次に、9ページになります。収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、初めに、収入では、1款、1項、3目その他の医業収益809万6,000円の増でございますが、県立中央病院と実施しております人事交流事業に伴う県支出金の増などでございます。

2項、2目、他会計補助金253万7,000円の増でございますが、研究研修費や共済追加費 用など、一般会計からの補助金を補正するものでございます。

次に、11ページです。支出の1款、1項、3目、経費1,030万円の増でございますが、県立中央病院との人事交流事業によります看護師2名と放射線技師1名の人件費見合い分で 県への負担金になります。 13ページです。資本的収入 1 款、 4 項、 1 目、補助金の4,000万円の減は、電子カルテシステム整備に伴い国庫補助金として計上しているものでございますが、平成30年度の対象事業となりますため、今回減額とさせていただくものでございます。なお、同額を当初予算において計上しております。

以上で議案第36号の説明を終わります。

- 〇議長(海老澤 勝君) 上下水道部長鯉渕賢治君。
- **〇上下水道部長(鯉渕賢治君)** 議案第37号及び議案第38号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第37号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、建設改良事業における事務費を32万5,000 円減額し976万9,000円に、施設改良費を1,315万1,000円減額し2億4,143万5,000円とする ものであります。

第3条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

支出の1款、水道事業費用を7,047万8,000円減額し、支出の予定総額を17億5,975万円に変更するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の補正になります。

収入の1款、資本的収入を802万1,000円減額し、収入総額を8,109万1,000円に改めます。 次の2ページをお開きください。

支出の1款、資本的支出を2,307万6,000円減額し、支出の総額を5億8,499万7,000円と するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。 職員給与費を161万円減額し、9,870万5,000円に改めるものでございます。

収入及び支出の主な内容につきましては、補正予算明細書についてご説明申し上げます。 8ページをお開きください。収益的支出の支出でございます。

1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、25節、動力費1,000万円の減は、浄水施設電気料金の決算見込みによるもの、32節、受水費6,000万円の減は、主に本年度より県水の供給単価が引き下げられたことによるものです。

続きまして、2目、配水及び給水費、17節、委託料200万円の減は、水道台帳更新費用の確定によるもの、25節、動力費300万円の減は、配水施設電気料金の決算見込みによるものです。

表の一番下になります7目、資産減耗費580万7,000円の増につきましては、石寺浄水場の撤去など固定資産の除却によるものです。

次に、9ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入でございます。

1款、資本的収入、4項、工事負担金、1目、補償工事負担金802万1,000円の減額は、 公共工事に伴う水道管移設に係る補償費の確定によるものです。

次に、支出の主なものについてご説明をいたします。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、2目の施設改良費1,315万1,000円の減額は、公共工事に伴う水道管移設工事の減及び吉岡浄水場ポンプ増設工事費の確定によるものです。

3目、資産購入費960万円の減額は、量水器購入の入札差金によるものであります。

以上で議案第37号についての説明を終わります。

続きまして、議案第38号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

支出の1款、工業用水道事業費用を114万円減額し、支出の予定総額を2,799万1,000円に変更するものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費を51万2,000円減額し、847万5,000円に改めるものでございます。

内容について、補正予算明細書でご説明申し上げます。

最後のページになります。6ページをごらんください。

支出の主なものとして、1款、工業用水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び 浄配水費、25節、動力費85万円の減額は、施設電気料の決算見込みによるものです。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号ないし議案第38号までの10件につきまして、 会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり 所管の常任委員会へ付託いたします。

議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算

議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算

議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算

議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算

〇議長(海老澤 勝君) 日程第35、議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算ないし 議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたしま す。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

〇市長(山口伸樹君) 議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算から議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計 5 会計、企業会計 4 会計の平成30年度の当初 予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(海老澤 勝君) 総務部長中村公彦君。
- 〇総務部長(中村公彦君) 議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算についてご説明 申し上げます。

なお、ページ数につきましては、タブレットではなく、予算書に記載してあるページ数 で説明させていただきます。

笠間市一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ295億5,000万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入限度額を8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。

平成33年基準年度土地評価業務委託につきましては、期間を、平成31年度から平成32年度まで、限度額1,070万円で債務負担行為を設定するものでございます。

市民税賦課事務労働者派遣及び子ども・子育て支援業務計画策定業務委託(第2期)につきましては、平成30年度中に契約を進める必要があるため設定をするものでございます。 10ページをお開きください。第3表地方債でございます。

市民センターいわま整備事業債から、11ページになりますが、臨時財政対策債まで21件、合計で31億1,180万円を限度額とするものでございます。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございますが、主なものについてご説明申し上げます。

1款、市税は、経済状況の好転による市民税の増や償却資産等の増加による固定資産税の増などにより増収となる見込みから、市税全体で前年度と比べ2億3,717万8,000円増の92億7,695万7,000円としております。

10款、地方交付税は、地方交付税のうち普通交付税が、平成28年度から合併算定外の縮減期間に入っておりますが、国の地方財政計画で交付総額がマイナス2%とされたことや、また、前年度の市への交付算定額を踏まえまして、前年度同額の18億円としてございます。

14款、国庫支出金は、障害者福祉や児童福祉、生活保護等、民生費関連の国の負担金が大きく占めておりますが、臨時福祉給付費の終了などによりまして、前年度と比べ4億3,453万9,000円減の40億2,512万円としております。

14ページをお開きください。

18款、繰入金のうち基金繰入金は、それぞれ特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰り入れをしてございます。

主なものといたしましては、友部第二中学校校舎整備事業等に、義務教育施設整備基金より1,441万8,000円の繰り入れを予定しております。

また、財政調整基金からの繰り入れは、昨年度より1億3,000万増の9億5,000万を繰り入れ、繰入金全体では8億5,946万7,000円減の14億8,000万9,000円としてございます。

21款、市債では、地域医療センターかさまや地域交流センターいわま整備事業などが終了したことにより、市債全体で3億3,500万円減の31億1,180万円としてございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出におきましては、平成30年度の新規事業あるいは拡充した事業を中心に主なものに ついてご説明をさせていただきます。

49ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で、新たな観光交流拠点といたしまして、台湾に事務所を設置し、台湾からのインバウンド誘客などを図るため、9節、旅費1,106万3,000円のうち627万6,000円、次のページをお開きください。13節、委託料で人材派遣委託料378万円などを計上してございます。

62ページをお開きください。

9目、岩間支所費でございますが、市民センターいわま大規模改修のため13節、委託料で管理業務委託料560万円、次のページになりますが、15節、工事請負費で庁舎改修費3億2,820万円、18節、備品購入費で1,322万1,000円を計上してございます。

74ページをお開きください。

平成30年度に予定されている選挙費についてでございますが、4項、選挙費、2目、県

議会議員選挙費といたしまして3,119万6,000円、次のページをごらんください。3目、市 長選挙といたしまして2,431万6,000円、76ページをお開きください。4目、市会議員選挙 費といたしまして5,511万円を計上してございます。

次に、91ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金で、地域医療センターかさま内に子育てと就労の両立を支援するため、病気のお子さんを一時的に預かる病児保育運営負担金1,037万5,000円を計上してございます。

101ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、13節、委託料でございますが、健康寿命の延伸につなげるため、ウオーキングポイント事業委託料126万4,000円を新たに計上するものでございます。

106ページをお開きください。

5目、環境衛生費でございますが、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的に、19節、負担金補助及び交付金で、犬及び猫の不妊去勢手術補助金100万円を計上してございます。

109ページをお開きください。

2項、清掃費、4目、エコフロンティアかさま対策費で、新たに福ちゃんの森公園が設置されることに伴いまして、管理事業として7節、賃金289万4,000円、19節、需用費、光熱水費177万4,000などを計上してございます。

114ページをお開きください。

5 款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費で道の駅整備事業といたしまして、13節、委託料に計画設計業務委託料1億1,480万円、基礎調査業務委託料4,303万7,000円や、次のページをごらんください、17節、公有財産購入費2億3,357万2,000円などを計上してございます。

124ページをお開きください。

6款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費で、陶芸家として創業や定住を促すため、13節、委託料、笠間焼工房支援委託料155万6,000円などを計上してございます。

136ページをお開きください。

7款、土木費、2項、道路橋りょう費、4目、幹線道路整備費において南友部平町線ほか6路線の整備費といたしまして、15節、工事請負費に道路新設改良工事費4億6,543万円、17節、公有財産購入費に1,420万円などを計上してございます。

149ページをお開きください。

8款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費、18節、備品購入費は、指揮支援車や 友部署の高規格救急車、消防団のポンプ自動車を更新するため、1億1,000円を計上してお ります。 163ページをお開きください。

9款、教育費、3項、中学校費、3目、学校建設費ですが、中学校の教室にエアコンを設置するため、13節、委託料に設計業務委託料2,100万円、友部第二中学校校舎整備事業といたしまして、15節、工事請負費に施設整備工事費3億2,100万円を計上してございます。176ページをお開きください。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費、19節、負担金補助及び交付金に、第74回国 民体育大会のリハーサル大会が開催されることに伴い、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行 委員会への負担金1,280万円を計上してございます。

182ページをお開きください。

12款、諸支出金、1項、公営企業費、3目、公共下水道事業支出金9億6,235万9,000円は、本年4月1日から、公共下水道事業が公営企業法の適用になることから、これまで7款、土木費で計上しておりましたが、他の公営企業と同様に12款、諸支出金より支出するものでございます。

以上で、平成30年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

- ○議長(海老澤 勝君) 12番飯田正憲君が着席いたしました。
- 次に、保健衛生部長打越勝利君。
- ○保健衛生部長(打越勝利君) 国保会計の説明をいたします。

今回から、国民健康保険会計でございますが、平成30年度から制度改正により、国保の 財政運営の責任主体が茨城県になっておることから、当初予算編成においては、昨年と比 較して大幅に変更となっております。

それでは、平成30年度笠間市国民健康保険特別会計の主なものに、ご説明いたします。 199ページをごらんください。

国民健康保険会計の歳入歳出の総額は82億3,400万で、比較増減は19億9,900万円の減で あります。款別に申します。

1款、国民健康保険の前年度との比較増減は1億4,647万8,000円の減でありますが、被保険者数の減少等によるものでございます。

4款、県支出金49億9,993万1,000円の増でありますが、保険給付費の交付金が新たに科目として設定されております。

6 款、繰入金1,775万2,000円の減は、保険基盤安定繰入金の増減によるものでございます。

次に、歳出になります。213ページをごらんください。

2款、保険給付費3億5,726万1,000円の減は、一般及び退職被保険者数の減により療養 諸費及び高額療養費の給付見込みの額によるものであります。

3款、国民健康保険事業納付金は、茨城県より示された額により計上しております。

4款、共同事業交付金の24億3,245万8,000円の減は、茨城県において共同事業を実施す

るものであります。

5 款、保健事業費の460万8,000円の増は、人間ドックの補塡金、600人から700人に拡大 したことによるものが主なものでございます。

7款、諸支払金6,126万円の減は、市立病院の建設に伴う補助金の減によるものでございます。

共同事業交付金、歳出においては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、 茨城県において運営されることになって皆減となっております。

以上が平成30年度国民健康保険特別会計の主な内容であります。

続きまして、ページを返していただきまして231ページになります。

続きましては、平成30年度後期高齢者医療特別会計の主なものにつきましてご説明いた します。

歳入歳出合計が8億500万円であり、前年比と比較しますと6,200万円の増となっております。

歳入ですが、1款、後期高齢者医療保険5,616万2,000円の増は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款、繰入金527万7,000円の増は、保険基盤安定繰入金の増額見込みによるものであります。

次に、歳出になります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金6,127万6,000円の増は、後期高齢者医療広域連合への納付金見込額の増によるものであります。

以上が平成30年度後期高齢者医療特別会計の主な内容であります。

以上で保健衛生部所管の説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。
- **○福祉部長(鷹松丈人君)** 議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

なお、ページはタブレットではなく予算書のページでございます。

243ページをお開きいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,100万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるもので、第3条では、歳出予 算の流用についての規定でございます。

249ページの事項別明細書の歳入について、主なものをご説明いたします。

1款、保険料14億1,928万3,000円については、65歳以上の第1号被保険者約2万3,000 名の保険料で、3款、国庫支出金14億3,170万9,000円は、介護給付費及び地域支援事業費 に対する国の負担金及び補助金でございます。 4款、支払基金交付金16億4,862万円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護 納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金の9億620万3,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援 事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款、繰入金9億6,882万3,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する 一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、250ページの歳出についてご説明をいたします。

1款、総務費1億7,717万8,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款、保険給付費59億5,519万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、4款、地域支援事業費2億4,010万1,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、任意事業費等でございます。

5款、基金積立金640万8,000円は、介護保険料の平準化を図るために設置した介護給付 費準備基金への積立金でございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご 説明をいたします。

281ページをお開きいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,800万円と定めるもので、第2条は歳出予算の流用についての規定でございます。

285ページの事項別明細書の歳入について、主なものをご説明いたします。

1款、サービス収入1,799万7,000円については、介護予防給付のケアプラン作成収入でございます。

次に286ページ、歳出でございますが、1款、総務費948万5,000円は主に人件費で、2款、サービス事業費802万8,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で議案第43号の説明を終わります。

- ○議長(海老澤 勝君) 上下水道部長鯉渕賢治君。
- **○上下水道部長(鯉渕賢治君)** 議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会 計予算についてご説明申し上げます。

289ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,400万円と定めるものです。

第2条は、地方債の目的、限度額等について、第3条は、一時借入金の最高額を2億円 と定めるものです。

第4条では、歳出予算各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただき、290ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算で主なものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金1,761万2,000円は、友部北部Ⅱ期地区の工事分担金です。

2款、使用料及び手数料7,256万5,000円は、主に農業集落排水使用料です。

3款、国庫支出金1億5,000万円及び4款、県支出金1,851万7,000円は、農業集落排水事業に対する国県からの補助金でございます。

6款、繰入金3億2,070万3,000円は、償還金及び工事費に充当するため、一般会計からの繰り入れです。

次の291ページをごらんください。

9款、市債1億8,460万円は、友部北部Ⅲ期地区の整備事業に充てるための借り入れです。 次に、歳出でございます。292ページをお開きください。

1 款、農業集落排水事業費、1項、農業集落排水施設管理費1億883万2,000円の主なものは、各処理施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費などでございます。

2項、農業集落排水施設建設費 3 億8,052万2,000円の主なものは、友部北部 II 期地区の整備に関する費用でございます。

次に、2款、公債費 2 億8,364万6,000円は、農業集落排水事業債の償還金でございます。 次の293ページ、第 2 表地方債につきましては、友部北部 II 期地区の整備費用として 1 億 8,460万円を限度額に定め、起債の方法及び利率、また、償還の方法につきましては記載の とおりでございます。

以上で議案第44号の説明を終わります。

- 〇議長(海老澤 勝君) 市立病院事務局長友水邦彦君。
- **〇市立病院事務局長(友水邦彦君)** 議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算 につきましてご説明申し上げます。

317ページになります。

第2条の業務の予定量でございますが、年間患者数では、入院は延べ9,125人、外来は延べ2万8,060人とし、1日平均患者数では入院を25人、外来を115人とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入1款、病院事業収益、支出 1款、病院事業費用の総額をそれぞれ8億3,847万2,000円とするものでございます。

初めに、収入の1項、医業収益7億4,483万5,000円は、主に入院収益、外来収益であります。

2項の医業外収益9,363万4,000円は、他会計補助金などを計上するものでございます。 支出の1項、医業費用の8億1,635万5,000円は、医薬品や経費、減価償却費などを計上 するものでございます。 2項、医業外費用の1,901万9,000円は、企業債の利息や病児保育運営費などを計上する ものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、1 款、資本的収入を4,743万1,000円とし、内訳は1項、出資金を743万1,000円、2項、補助 金を4,000万円計上するものでございます。

次に、支出でございますが、1款、資本的支出を1,414万5,000円とし、内訳でございますが、1項、建設改良費を678万8,000円、2項、企業債償還金を735万7,000円を計上するものでございます。

第5条の一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めるものでございます。 次に、318ページになります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条には、議会の議決を経なければ 流用することのできない経費、第8条には、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したも のでございます。

最後に、第9条は、棚卸資産の購入限度額を1億3,640万円と定めるものでございます。 以上で議案第45号の説明を終わります。

- 〇議長(海老澤 勝君) 上下水道部長鯉渕賢治君。
- **○上下水道部長(鯉渕賢治君)** 議案第46号、議案第47号及び議案第48号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書349ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は記載のとおりであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額は収入からでございます。

1款、水道事業収益が18億6,935万3,000円でございます。

内訳として、1項、営業収益16億3,244万円は、主に水道使用料及び加入金です。

2項の営業外収益2億3,690万9,000円は、主に高料金対策補助金などの他会計補助金及び長期前受金戻入であります。

次に、右横になります支出でございます。

1款、水道事業費用は17億6,857万4,000円で、内訳としまして、1項、営業費用16億8,556万5,000円の主なものは、水道水の供給費用、県水の受水費及び減価償却費等です。

2項、営業外費用6,770万5,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。なお、4項に予備費として1,500万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し 不足する額3億8,903万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 1,427万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,476万3,000円で補塡するものでありま す。

次の350ページをごらんください。まず、収入です。

1款、資本的収入は1億4,230万円でございます。

内訳として、1項、企業債1億円は、石綿管更新事業に充てるための借り入れです。

- 2項、他会計出資金1,016万9,000円は、広域化対策による一般会計出資金です。
- 3項、他会計負担金415万8,000円は、消火栓設置にかかわる一般会計負担金です。
- 4項、工事負担金2,797万2,000円は、下水道及び農業集落排水工事に伴う水道管の移設補償工事負担金です。

次に、支出でございます。

1款、資本的支出は5億3,133万8,000円で、内訳ですが、1項、建設改良費2億2,844 万6,000円は、配水管布設、石綿管の布設替え、公共工事に伴う移設補償工事等であります。

2項、企業債償還金3億289万2,000円は企業債の償還金であります。

第5条企業債につきましては、石綿管布設替え工事の費用として、起債限度額を1億円とし、起債の方法及び利率、また償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は一時借入金の限度額を1億円に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用 について定めるものです。

次の351ページをごらんください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、それぞれ記載のとおりに 設定するものであります。

第9条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金の設定を、第10条は棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものであります。

以上で議案第46号についての説明を終わります。

続いて、議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明を申し 上げます。

385ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入から1款、工業用水道事業収益は2,935万3,000円であります。

内訳として、1項、営業収益2,897万1,000円は水道使用料です。

次、右横の支出になります。

1款、工業用水道事業費用は2,891万5,000円で、内訳として、1項、営業費用2,621万円の主なものは原水、浄水及び配水費用、また減価償却費等でございます。

2項、営業外費用120万1,000円は消費税及び地方消費税です。なお、4項に予備費として150万円を計上しております。

第4条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものです。

ページを返していただき、386ページをごらんください。

第5条議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を855万1,000円に 設定するものであります。

第6条棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上で議案第47号についての説明を終わります。

続きまして、議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算についてご説明申 し上げます。

予算書407ページをお開き願います。業務の予定量は記載のとおりであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額は収入からでございます。

1款、下水道事業収益が21億4,635万6,000円でございます。

内訳として、1項、営業収益5億9,843万5,000円は主に下水道使用料です。

2項の営業外収益15億4,792万1,000円は、主に他会計補助金及び長期前受金戻入であります。

次に、右横の支出でございます。

1款、下水道事業費用は18億6,028万3,000円で、内訳としまして、1項、営業費用15億8,587万6,000円の主なものは、各浄化センター、ポンプ場の維持管理費及び減価償却費等です。

2項、営業外費用2億5,867万2,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。

3項、特別損失573万5,000円は、賞与引当金及び法定福利費引当金でございます。

なお、4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し 不足する額7億7,726万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補塡するものであります。 次の408ページをごらんください。まず、収入です。

1款、資本的収入は10億3,298万円でございます。

内訳として、1項、企業債7億8,250万円は、下水道工事に充当するための4億350万円 と資本費平準化債3億7,900万円でございます。

2項、一般会計出資金6,577万円は、主に企業債元金償還に係るものです。

6項、工事負担金4,846万円は受益者からの負担金収入です。

7項、国庫補助金1億3,525万円、8項、県補助金1,000万円は公共下水道事業に対する補助金でございます。

次に、支出でございます。

1款、資本的支出は18億1,024万9,000円で、内訳として、1項、建設改良費6億439万3,000円は、下水道管の布設及び布設替え、下市毛ポンプ場の施設整備などの工事費、また、ストックマネジメント計画の策定や汚水処理施設増設の基本設計などの委託費が主なものでございます。

3款、企業債償還金12億585万6,000円は企業債の元金償還であります。

第4条の2特例的収入及び支出でございますが、平成30年4月1日に、公共下水道事業 が企業会計へ移行することによる未集金、未払金の予定額をそれぞれ計上するものです。

第5条企業債につきましては、公共下水道事業の費用として起債限度額を4億350万円に、 借入金の一部を将来に繰り延べするための資本費平準化債の限度額を3億7,900万円とし、 起債の方法及び利率、また償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は一時借入金の限度額を8億円に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用 について定めるものです。

次の409ページをごらんください。

第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を1億783万 8,000円に設定するものであります。

第9条は一般会計からの負担金補助金及び支出金についての設定でございます。 以上で議案第48号についての説明を終わります。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

#### 議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

○議長(海老澤 勝君) 日程第36、議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについての 提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく お願いいたします。

○議長(海老澤 勝君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(海老澤 勝君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託並びに討論を省略し、直 ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(海老澤 勝君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、議案第49号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(海老澤 勝君)** ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意する ことに決しました。

### 散会の宣告

○議長(海老澤 勝君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は2月28日午後2時に開きます。また、同日の午前10時から各常任委員会を 開会いたしますので、ご参集をお願いします。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

なお、この後、直ちに写真撮影を行いますので、着席のままお待ちください。

写真撮影の後、執行部から報告したい事項があるとのことです。全員協議会室にご参集 願います。では、写真撮影を行います。

午後3時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署 名 議 員 藤 枝 浩

署名議員飯田正憲